

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） 本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◎田中秀和君（拍手）登壇 Ⅱ 皆さんおはようございます。自民党ネクストさかの田中秀和でございます。

昨日、中本議員さんのほうから一般質問での手話通訳士による同時通訳についての説明がありました。私からは割愛しますが、全ての方に分かりやすく質問することに心がけてまいりますので、知事はじめ執行部におかれましても分かりやすく、そして、前向きな答弁をよろしく願います。

今日は大きく五項目について通告をしていますので、通告に従い、順次質問を行います。

それでは、問一の人口減少への対応について伺いいたします。

日本の出生数は、昨年初めて七十万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計より十四年早いペースで少子化が進んでいます。少子化の急速な進行と都市部への人口集中により、地方の人口減少が進んでいます。

佐賀県の人口推計は、少子化の影響もあり、全国同様に減少傾向にあり、現在では七十九万人を下回っています。佐賀県は十五歳未満の子供の割合が全国的に高く、子供は多いが、高校卒業後に多くの若者が就職や進学で県外に転出しており、十八歳から二十三歳の人口減少が顕著であります。

私はこうした状況下においては、若者や女性に選ばれる地域づくりを

進め、若者の県内定着や佐賀への人の流れを創出する必要があると考え、人の思いに寄り添い、人を中心に事業を進めていくことで、多くの人に佐賀のよさが伝わり、佐賀に住みたいとか、一度佐賀を出た若者にも佐賀に戻りたいと思ってもらえるのではないかと考えています。

県では、高校生の県内就職促進や県立大学構想、多文化共生、さらには「子育てし大県」さが「プロジェクト」による子育て環境の充実など、様々な取組が進められていますが、いずれも人を大切にしたものであると評価しています。

山口知事は、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念とされています。佐賀県が若者や女性に選ばれ、ひいては人口減少という大きな政策課題に対応するためどのように取り組んでいくのか、山口知事にお伺いいたします。

次に、問二の魅力ある学校づくりについて伺いをいたします。

人口減少が社会的問題となっており、学校、教育は県内の各地域がこれからも光輝き続けていくための大切な要素であります。今後さらなる少子化が見込まれること、また、高校授業料無償化で生徒募集の競争が促されることにより、県内においても県立高校の小規模化が進むことが懸念されると考えています。

県立高校の小規模化は、教職員の人員配置や学校施設の設備投資への影響をもたらし、地域の教育機能の低下を招きかねません。

そのような中、県教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に取り組まれています。

つい先日、玄海町にある唐津青翔高校に、来年度、全日制公立高校で

は日本初となる「eスポーツ学科」が新設されることが発表されました。学科新設を後押しした要因の一つが、玄海町において進められているローカル5Gの環境整備であると私は考えています。

玄海町ではこのほど、ローカル5Gのさらなる利活用や、唐津青翔高校を中心とした地域との協働活動を推進し、地域活性化を図っていくため、地元の民間団体、「一般社団法人玄海町みんなの地域商社」を含む官学民で構成するコンソーシアムが設立されたところであります。

県立高校を維持し、地域の教育機会を確保するためには、このような地元市町と連携した魅力ある学校づくりが必要であり、私自身、唐津青翔高校の取組に大いに期待を寄せているところであります。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、唐津青翔高校における取組についてです。

唐津青翔高校においては、具体的にどのような魅力ある学校づくりに取り組んでいるのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

二点目に、市町と連携した学校づくりについてです。

子供たちに選ばれる学校となるためには、地元市町と連携しながら魅力ある学校づくりを進めていく必要があると考えます。市町と学校の連携について県教育委員会としてどのように考えているのか、以上二点について甲斐教育長にお伺いいたします。

問いの三の「山の博覧会（仮称）」開催に向けた知事の思いについてお伺いをいたします。

佐賀県では、山口知事就任以来、自発の地域づくりを後押しする様々な取組が行われています。その中でも、地域による、地域のための、地

域のみなで考える「山の会議（仮称）」が県内十一ブロックで開催されており、それぞれの地域において地域資源を生かした地域主体の自発の地域づくりが広がっています。

私の地元の唐津市でも、令和二年度に離島・半島ブロック、脊振山系ブロックの会議が開催されており、それぞれの地域で活動される皆さんが、山や地域への思いを語られたと伺っています。

この会議を契機として、七山地区では地域が主体となった農業の担い手育成や景観整備、地域に人を呼び込むための拠点整備などの取組が始まりました。

また、呼子地区では伝統的な呼子の町並みを散策できるレンタサイクルが整備されるなど、地域資源を生かした取組も始まっていて、住民自ら自分たちの地域をもっとよくしたいという思いを持って、様々なことにチャレンジされると実感しています。

このような中、今年二月には、自発の地域づくりの発表の場として「山の博覧会（仮称）」を、佐賀県初の花と緑の祭典である全国都市緑化フェアを令和十年に開催すると発表がなされました。

「山の博覧会（仮称）」においては、未来に向かい、山を大切にする人々の輪を広げるため開催すると伺っています。各地域ならではの自発の地域づくりの取組を多くの方々に見てもらおうという「山の博覧会（仮称）」は、その博覧会の会期中だけで終わるものではなく、その後も自発の地域づくりとして各地域においてずっと活動が続いていくものだと私は認識しています。

一方、私自身がこれまで数回視察した、さきに開催された全国都市緑化フェアでは、フェア会期中はどの会場も大変盛り上がっています。し

ではカキ焼き小屋等の休憩スポットもあります。

それから、呼子方面に走って行くと、これも御存じだと思わんすけども、山を走る小友山笠、海の中を渡ります。ここにも海水浴場があります。呼子に入っていくと、まずは、皆さん御存じの呼子の朝市、そして、お祭り関係では和紙で作った親子クジラを山車とした呼子くんち、また、先週末行われた、知事も行かれたと聞きましたけども、呼子の大綱引き、そして、台場ではイベント広場を中心に四季折々のイベントが開催されています。

また、呼子から名護屋城のほうに走って行きますと、道の駅桃山天下市、もちろん名護屋城では陣跡周遊。

そして、波戸岬に向かうと、入り口の波戸地区では海中で行われる波戸の盆綱引き、また、御存じのとおり、波戸岬ではサザエのつぼ焼き等をはじめ、様々な空間が点在しています。

また、波戸岬から玄海町方面に走ると、串崎ゆうすげまつり、開墾し、そこにゆうすげの花を作付し、そこを皆さんで楽しもうという地域のイベント。

また、玄海町に入れば、浜野浦の棚田はじめ、このルート・グランブルー沿いには様々な観光資源、そして、それを生かしていこうという地域の方々の熱い思いが詰まったルート・グランブルーの沿線があります。

このように、ルート・グランブルー沿線には、先ほども言いましたように、様々頑張っている方々があり、ここをどうやって磨きをかけていこうかと様々な展開が今なされておる中で、PR広報として、このルート・グランブルーをスポーツカーで走り、動画を作り、それで広報の展開も図っていこうという取組もなされております。

私は、このルート・グランブルーを何とか磨き上げたいという思いはあるんですけども、ただ道路だけじゃなく、ルート・グランブルー、ジャック・マイヨール氏が愛した輝く唐津の海という視点も入れますと、道路プラスすばらしい海、そして七つの離島、このエリア全体を点から面にどうやって人を呼び込み、観光客を交流させ、そしてそこに地域全体を盛り上げていくかということについて、今回、次の点を質問させていただきます。

一点目は、今後の展望についてです。

ルート・グランブルーとして打ち出され一年半が経過しましたが、今後の展望について山口知事の所感をお伺いしたいと思います。

二点目に、エリアを盛り上げる具体的な手段についてです。

今後、このエリアを盛り上げる具体的な手段はどのようなことを考えているのか、前田政策部長にお伺いをいたします。

問いの五です。最後の項目は、介護人材の確保・スキルアップについてお伺いをいたします。

生産年齢人口の減少が進む中、福祉の現場においては、他産業との人材獲得の競争や都市部への人材流出などもあり、人材が不足していると聞いております。

とりわけ県内の高齢化率は年々上昇しており、介護が必要な高齢者の方々を支える介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

介護の現場は人が人を支える現場であり、私は、県内で育った子供たちが介護の現場に就職し、県内の高齢者の方々を支える姿が望ましく、高齢者の皆様にとっても、佐賀で育った子供たちに支えてもらおうと安心できると考えています。

介護人材を確保していくためには、子供たちに介護の仕事の魅力を伝え、介護分野の学校への進学など介護の道を志す子供たちを増やしていくことが必要ではないかと考えています。

また、令和七年四月に県内で行われた講習会に参加した人から、今後、多様な福祉ニーズに対応できるような人材を育成していく必要があり、将来的にはそうした人材を育成する高校の専門学科も必要ではないかという話を聞いており、私も介護の現場において、おのおのの利用者が抱える多様なニーズに対応できるよう、現場で働く介護職員のスキルアップを支援していくことが必要ではないかと考えています。

そこで、次の点について伺います。

一点目に、介護人材の確保における課題についてです。

少子・高齢化が進む中、必要な介護人材を確保していくためには、どのような課題があるのか伺います。

二点目に、介護人材の確保、スキルアップに向けた取組についてです。必要な介護人材を確保していくために、子供たちに介護の仕事の魅力を伝えることが重要と考えますが、どのように取り組むのか。また介護人材のスキルアップを支援するためにどのように取り組むのか、以上二点について種村健康福祉部長にお伺いいたします。

先ほど述べた高校の専門学科について、これは学校教育関係で教育委員会との関連が多々あり、私も今回どのような質問構成にしようかなと思っただけですけれども、この点については今後の課題としてしっかり私自身取り組んでいきたいと思っておりますので、また日を改めて質問させていただきます。

以上、大きく五項目について、山口知事はじめ、関係部長の御答弁を

よろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。田中秀和議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少への対応についてお答えします。

今年五月一日の佐賀県の推計人口は約七十八万三千人でありました。人口減少は佐賀県特有のものではなく、言うまでもなく全国的な問題です。昨年二〇二四年の人口増減率は全国で佐賀県はよいほうから二位ということの中で中の上なんでしょうか。九州の中では福岡県、熊本県に次いで三位でございました。佐賀県は子供が多い県であります。十五歳未満の子供の割合は、この二十五年間ずっと全国の三位以内ということで、足元では二位になっております。そして、合計特殊出生率は全国六位の一・四一であります。

一方、高校卒業後、就職者の三割超、そして大学進学者の八割超が県外、そしてその多くが福岡県に流出しています。十八歳を境に人口が急激に減少します。そして、ありがたいことに二十八歳頃を境に徐々に増加に転じています。

隣接する福岡県には多くの大学などの進学先や就職先があり、佐賀県から福岡県に若者が流出し続けている要因となっております。

一方、発想の転換をすれば、隣接する福岡県には多くの若者がおり、若者をターゲットにした施策を展開することで、むしろ、近接している佐賀県への人の流れを創出することができるのではないかと考えます。

これまでややもするとピンチと捉えていたものを新たな発想でチャンスに変えていきたいと思えます。この福岡に近いという地理的優位性を生かして、若者をターゲットとして様々な施策を戦略的かつ重層的に展

開して、まずは交流人口を増やしていきたいと考えております。

例えて言いますと、唐津方面で言いますと、るる御紹介もいただきましたけれども、マリンアクティビティーに力を入れていきたいと思っております。KMAPだったり、名護屋城も「信長の野望」とコラボしたりとか、様々なことをやっておりますし、いわゆるこれから答弁しますルート・グランブルーもその一環だと思っております。

唐津以外でも最近では有田のマシュマロ・クリスマスや伊万里のキャンドル・クリスマスは、多くの福岡、長崎の若者を集めておりますし、「佐賀さここうフェス」ですとかSSP構想もそういった一環にもなっております。

このような若い世代に響く施策を充実させることで、交流人口を増やし、佐賀を好きになってくれた若者の出会い、結婚、子育てなどを切れ目なく支援いたします「子育てし大県」さが「プロジェクト」によって定着につなげていきたいと考えております。

特にこうしたことから、三十歳以上の人口は転入超過となっているわけでありまして、私としては子育てしやすく、住みやすい県として子育て世代から選ばれているという面もあるのではないかと考えています。佐賀で子育てを楽しむ方々が増え、さらに生まれ育つ子供たちが成長していく、そして大人になっても佐賀で活躍し、次代の佐賀をつくっていくという好循環を生み出していきたいと考えています。

続きまして、「山の博覧会（仮称）」開催に向けた私の思いについてお答えします。

佐賀県は山から平野、海までコンパクトにまとまっております、その中に様々な生活の営みがあります。とりわけ山は、そこに暮らす人々

だけでなく、沿岸部や平野部に暮らす全ての人々に恩恵をもたらす源流であります。そして、山は水を蓄えて洪水を緩和する水源涵養の機能ですとか、土砂の流出を防止する県土保全、そして四季折々の美しい景観を見せてくれるなど、様々な機能を有し、県民一人一人に安全・安心で豊かな暮らしをもたらしてまいりました。

忘れもしない平成二十九年七月の九州北部豪雨において、有明海沿岸に大量の流木が山から筑後川を経由して漂着し、大きな被害が発生いたしました。改めて山を大切にしなければいけないと思ひまして、平成二十九年から森、川、海のつながりを守り、佐賀の豊かな自然を未来につなげていく「森川海人もりかわかいとプロジェクト」を始動したわけでございます。

あわせて、中山間地を含む様々なフィールドで地域の皆さんが地域資源を磨き上げる自発の地域づくりを後押ししてまいったわけでありまして、県内全域で開催しております山の未来を語り合う「山の会議（仮）」においては、山を大切に思う人がつながっております。

さて、大会の件ですが、これらの取組の考え方を具現化して、県民のみならず、多くの方々と山や緑の価値を未来に向かつて共有できるようにと、「山の博覧会（仮称）」と全国都市緑化フェアを令和十年に共通のコンセプトで開催したいと考えています。

「山の博覧会」は、令和十年の春から秋まで半年間程度開催で検討しています。そして、日本各地からの集客を見込んでいる全国都市緑化フェアは、令和十年の春に二カ月程度開催で検討しています。

緑化フェアは、それ自体、完結し、充実したものでありますけれども、それに加えて、緑化フェア終了後に四カ月以上続く、いわゆる全県でやる「山の博覧会」への起爆剤としても期待したいと考えているのです。

全国都市緑化フェアに来場いただいた方には、「山の博覧会」開催中に再度佐賀県を訪れ、県内各地で様々な山の取組をめぐる流れをつくり出すことで全県的なムーブメントにつなげていきたいと考えております。

「山の博覧会」は、自発の地域づくりの発表の場として、大会をきっかけに各地域における挑戦を促し、活動を未来に向けてさらに推し進めるものだと思います。そうした意味では、「肥前さが幕末維新博」のようなメイン会場の周りに集中して行われるものというよりは、自発イベントが全県版で行われているというようなイメージを持っていたらよろしいかと思います。

地域の皆さんがやってみたいと思うことを自然体で手挙げ方式でやらせてもらうわけです。いわば白紙のボードに開催地やスケジュールなど、いろんなことを自由に描き上げていくパレットというか、お絵描き帳のような、そんなようなイメージでございます。山をフィールドとした佐賀ならではの自発的な挑戦に人が集まり、人と人のつながりが生まれ、そのつながりを原動力に新しい価値がつくられていく、そういった大会を目指したいと考えております。

全国都市緑化フェアは、開催して終わりではなく、その先の未来に何を残していくのか、レガシーを未来に向かってどう伝えていくのかということをお大切にしたいと思っています。佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐ、そんな大会、緑化フェアにしたいと考えておりまして、例えば、未来の町の姿がかいま見えるチャレンジができると面白いのではないかと思います。一過性のイベントではなくて、都市緑化フェアがその後のまちづくりにつながるなど、佐賀で開催する都市緑化フェアならではのこれまでの大会とは違うメッセージを発信したいと

考えています。

県全体をフィールドとして、両大会を同じ年に共通のコンセプトで開催できるのは、自然と生活の営みの距離が近く、これまで両大会のベースとなる「森川海人もりかわかいとプロジェクト」、そして自発の地域づくりの取組を積み重ねてきた佐賀県だからこそであります。「さがデザイン」の視点で佐賀らしさを磨き上げることで、新たな価値をもたらすものにしたと思います。

開催までの間、より多くの方にこの考え方を共有いただき、大会に関わってもらえるように、プロセスを楽しみながら、大切にしながら準備を進めたいと思います。大会のコンセプトに触れた一人一人が山や緑などの自然の大切さを認識し、具体的な行動を起こし、全県的なムーブメントにつながるきっかけとする大会になればと考えているわけでございます。

続きまして、ルート・グランブルーの今後の展望についてお答えします。

田中議員からのお話いただきました。ジャック・マイヨールは世界的ダイバーです。そんな彼が子供の頃、唐津の海で毎年夏の休暇を過ごしていました。七ツ釜で生まれて初めてイルカと出会って、唐津の海がダイバー、ジャック・マイヨールの原点なのであります。

そして、ジャック・マイヨールの著書によれば、水深六十メートル、そこには青しかなく、上も下も左も右も全てが青に包まれる深い海、これをグランブルーと称し、いわゆる映画「グラン・ブルー」でもそれは紹介されているということでありまして、我々佐賀人よりも世界中の人のほうがジャック・マイヨールを知っているという状況でございます。

ということ、今回、上場の海に沿って走るルートをルート・グランブルーと名づけたわけがあります。

このルート沿いについて、本物の宝庫、地域資源にあふれているお話は議員から御紹介いただきました。私も何度も足を運んでおりまして、呼子大綱引にもせんだって参加しましたし、盛り上がっているのを実感しました。

県では、唐津プロジェクトとして、唐津の本物の価値を磨き上げ、発信しているわけですが、例えば、七月二十日には、昨年も行いましたけど、Grand Blueイベント、夏のビーチイベントを開催したいと思っています。そして、十一月の二十三日、二十四日には第五回目の名護屋城大茶会、これを全国のお城・歴史ファンには人気が高い「出張！お城EXPO」とのコラボ開催ということで、「お城EXPO」は九州上陸初めてであります。来年の夏頃には、いわゆるプラスチックプランニングセンター、愛称「PLA PLA」が開業いたします。そして、西の浜においてはパラセーリングがスタートすること、楽しみが続出するわけでございます。

私はこのルート・グランブルーに関して、県外から波戸岬、名護屋城に訪れたドライバーには、ぜひこの海沿いのルート・グランブルーを走ってほしいと思っています。地元の方は山の中を走っていただいて結構なんですけれども、ぜひ外から来た方には、唐房から出ていったときに海がばあっと広がる、あれを実感して、すごいなと。その先に七ツ釜もあるわけだし、湊もあるわけなんですけれども、そういったところをハード、ソフト両面から磨き上げましょうということで、プロジェクトチーム、ルート・グランブルーを今月の九日に立ち上げました。チー

ム長は平尾副知事が務めるそうです。なので、かなり期待できると思っています。

実はこのルート・グランブルーについては、県もこうやって頑張るわけですが、地元の皆さんも気合が入っていると聞いております。そして、唐津市も様々な取組が進められておりますので、そういったみんなそれぞれが「えいやえいや」とやっていくことが大事かなというふうに思います。

このルート・グランブルーを面的にみんなでつなぎましょう。新しい価値を生み出して、多くの人が訪れるエリアとして磨き上げていくことが大切であります。我々佐賀県も頑張りますので、今後の展開にぜひ期待していただきたいし、地元の皆さんにも一緒に御尽力いただきたいと考えているわけでございます。

◎前田政策部長 登壇 Ⅱ 私には、ルート・グランブルーの今後の展望について、このエリアを盛り上げる具体的な手段ということでお尋ねがございました。

ルート・グランブルーの地元の唐津市では、このエリアを盛り上げようということで様々な取組が進んでおります。幾つか例を挙げますと、夜の呼子をPRするため、呼子朝市通り周辺で呼子ナイトマルシェが開催をされております。それから、波戸岬の海中展望塔もリニューアルいたしました。それから、ルート・グランブルーを紹介するポスターや周辺の観光スポットを紹介するPR動画なども制作されております。そして、今年度も七ツ釜にジャック・マイヨールを紹介する観光案内板が設置される予定と聞いております。また、民間事業者におかれましては、呼子エリアでクラフトビール醸造所や複数の飲食店がオープ

ンするなど、各地域で新たな動きが生まれてきているようでもあります。一方、ルート・グランブルーのすばらしさがまだまだ広く認知されていないと思います。そうしたことも踏まえまして、庁内の関係部局から成りますプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。さらなる価値の磨き上げに取り組むこととしております。

ルート・グランブルーを観光ルートとして認知してもらい、今後さらに人や車の流れを呼び込む仕掛けづくりとして、ハード、ソフト両面からの取組を予定しております。

ハード対策としては、呼子方面への行き帰りでルート・グランブルーへ誘導できるよう、道路標識板の更新やオリジナルサインの設置等を行うこととしておりまして、観光客が増加する夏休み期間前、来月中旬には完了させたいと考えております。

また、ソフト対策としては、今年度はグランブルー・ツーリズムを推進することとしております。唐津市や玄海町、県観光連盟、それから地元観光協会などと連携しまして、ルート・グランブルーの認知度を上げるための統一感のある情報発信を行うこととしております。

ちよつと具体的に申し上げますと、福岡県と長崎県にお住まいの方をメインターゲットとしまして、ルート・グランブルー周辺の唐津・玄海エリアで楽しめる体験を紹介するプロモーション動画の作成でありますとか、インフルエンサーを活用したSNSでの情報発信など、夏から秋にかけてプロモーションを行うことで、ドライブルートとしての認知を広げていくこととしております。

また、先ほど知事の答弁にありましたが、全国のお城ファンや歴史ファンに人気が高い「出張！お城EXPO」を誘致することができまし

たので、今年十一月に第五回名護屋城大茶会とコラボする形で開催する予定です。メイン会場となる名護屋城への来場者の周遊を図るため、唐津城をサテライト会場としたりとか、あるいは呼子ナイトマルシェや唐津窯元ツーリズムも同日開催される予定です。

田中議員からパネルを使って、エリア内の祭りやイベント、施設などを御紹介いただきましたが、ほかにも魅力にあふれた地域資源がたくさんあると思います。ルート・グランブルーを含めて、広域的にこうした地域資源を結びまして、周遊を促す新たなツーリズムの創造に向けたチャレンジを進めていきたいと考えています。

今後とも、ルート沿いにある美しい海の景色や島、様々な文化、グルメなどを生かした新たな観光コンテンツが生まれ、多彩な輝きを放つルート・グランブルーが旅の目的地となりますよう、唐津市や玄海町、地域の方々と一緒になって、このエリアの魅力をさらに高めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、介護人材の確保、スキルアップについて二点お答えいたします。

まず、人材の確保における課題についてでございます。

少子・高齢化が進む中、佐賀県における七十五歳以上の人口は、二〇三五年、令和十七年、この頃まで増加すると見込まれておりまして、介護を必要とする高齢者も増えていくものと思っています。将来に向けて介護人材を確保していくことは重要な課題と認識をしております。

介護人材がなかなか確保できない要因でございますが、一つには賃金があると思っています。介護職員の賃金は、ほかの産業と比べて水準が

低く、他産業に人材が流出しているということがございます。また、隣県の福岡県と比較しても、水準が低くて流出しておつて、人材の確保に苦慮されているということでございます。こういったことから、介護職員の賃金に関して、賃金の水準を上げることと地域間格差を撤廃することについて、今年の五月に国への政策提案を行ったところでございます。それから、もう一つ要因として考えられますのが、職場の環境だと思ふんですね。身体介護、職員の体への負担が大きくて、また、職場に事務のＩＣＴ化も進んでいないという状況もございます。事務負担も大きいというふうに伺っております。

そこで、県では、介護現場の業務負担を軽減するために、介護事業者に対して、例えば、抱え上げロボットですとか、見守り機器ですとか、あとタブレット端末とか、こういった先進機器の導入の働きかけと経費の補助を行っているところでございます。

また、今年度は、業務改善に関する相談対応や研修会、それから、先進機器の展示などを行います介護生産性向上総合センター――仮称でございますが、これを設置いたしましたして、事業者の働きやすい職場環境づくりを支援することとしております。

就職の際というか、職を選ぶときに介護職はきつくて大変だという、そういう先入観が多々あるんじゃないかというふうにも思っておりますので、ここをどう払拭していけるのか、これも課題であるというふうに思っています。

続きまして、介護人材の確保、スキルアップに向けた取組についてでございます。

介護現場を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、介護現

場で働きたいと思う人たちを増やしていくことが大切だと思っています。県では、子供たちに介護の仕事を身近に感じ、関心、興味を持ってもらえるように、小中学生向けの職場体験イベント、中学生向けの福祉系高校、介護事業者の見学ツアー、高校生向けの現役介護職員との交流会、ウェブサイトでの介護の魅力の情報発信などに取り組んでいるところでございます。

就職するときには、親の気持ちも非常に大きいということもありますので、親子で一緒になって「介護っていいね」と感じてもらえるように、昨年度から見学ツアーを始めました、親子の見学ツアーですね。また、職場体験イベントにおいては、今年度、保護者向けセミナーもやることとしております。

それから、スキルアップでございますが、利用者の多様なニーズに応じたケアが行えるようにするためには、介護職員のスキルアップが大切だと考えています。県では、介護職員に対しまして、認知症の方への対応力向上のための研修ですとか、たんの吸引などが行えるようになるための研修、それから、利用者を抱え上げず行うケア、抱え上げない介護の手法を学ぶ研修、こういった研修を行っているところでございます。また、介護現場での業務改善活動をマネジメントするスキル、これも求められていると思います。

そこで、先ほど申し上げました介護生産性向上総合相談センターにおきまして、マネジメントスキルを学ぶ研修会の開催も予定しているところでございます。

私は、この介護という仕事は、人と人が触れ合う、尊い、やりがいのある仕事であると思っています。佐賀で生まれ育ち、佐賀で学んだ子供

たちに、ぜひ佐賀で介護の道を志してもらいたいと思っています。これから介護の仕事を選んでもらえるよう、また、介護現場で働く方々が誇りややりがいを持って働き続けられるよう、現場の声を聞きながら、課題を踏まえた対応、スキルアップの支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、魅力ある学校づくりについてお答えをいたします。

初めに、唐津青翔高校における取組についてでございます。

令和六年度から唐津青翔高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの入学を促進するため、「唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトでは、未来につながる、世界につながる、地域につながる、この三つをコンセプトに特色ある教育を実現し、県内外から生徒が集い、学び合うことで、佐賀、玄海の地から新しい価値をつくり出す実践的人材の育成を目指そうということに取り組んでおります。

具体的には、デジタル技術を通じた未来につながる、ここにしかない新しい学びとして、令和八年度に「eスポーツ学科」を新設いたします。また、学科の新設にあわせて、現在の総合学科の系列を改編し、最先端の技術や地域資源などを活用した、より実践的、体験的な学びを提供してまいります。

玄海町では、地元の唐津青翔高校の魅力化、さらには、地域の活性化を促進するため、町や高校、民間団体で構成するコンソーシアムが設立されました。

今後、三者の連携により、議員からも御紹介のありましたローカル5

Gの利活用を進めながら、唐津青翔高校の生徒と共に、例えば、地元玄海みらい学園と連携した海洋教育などの共同学習ですとか、社会福祉協議会と連携した高齢者との交流機会の創出といった協働活動をさらに推進していくというふうに聞いております。

こうした動きと連動しまして、今年五月、県教育委員会と玄海町との間で相互に連携して取組を進めていくための協定を締結いたしました。

玄海町からはこのほかにも、唐津青翔高校の全国生徒募集に当たり、情報発信や県外からの留学生への生活支援など、様々御支援をいただいております。

今後、唐津青翔高校では、今年度は新しい学びを実現するための校舎のリノベーション、来年度は県外からの生徒受け入れや地域の皆さんとの交流を深めるための交流拠点を整備し、高校のさらなる魅力化を進めてまいります。

今後も一層、玄海町と連携し、これからの時代を切り開くための生徒たちの新しい学びや実践的チャレンジを共に支えながら、高校、そして町の活性化を図っていきたいと考えています。

次に、市町と連携した学校づくりについてでございます。

議員からもお話がありましたとおり、魅力ある学校づくりを行うには、地元市町との連携が不可欠と考えています。

これまで県立高校では、市町や地域の皆さんと連携しながら、その学校ならではの特色ある学びを実践し、魅力ある学校づくりを進めてまいりました。

幾つか御紹介しますと、例えば、唐津西高校など、唐津市内の複数の高校では、地元のNPO法人と連携して、イベントの企画運営やボラン

テИА活動などを行っています。

鹿島高校では、幅広い分野で活躍する卒業生が大勢駆けつけるキャリア塾ですとか、白石高校では、歴史、文化の継承活動、また、牛津高校では、起業家教育と連動した商品開発、伊万里実業高校では、「学びのkidsレストラン」など、地元の市町、地域団体との応援を受けた活動というのはほかにもたくさんありまして、紹介し切れないほどです。

生徒たちは、こうした地域との協働を通して、高校生活では体験できないことや考えに触れることができたですとか、積極的に人と接するようになったといった声があります。

また、地元の地域の皆さんからは、高校生とのコラボレーションは確実に地域の元気につながっている、一緒に明るい町をつくるためにこれから地域と積極的に関係を築いてほしいといった声をいただいています。

また、玄海町のように、魅力ある学校づくりに対して市町から積極的に応援をいただいている事例も多くて、例えば、伊万里市では、今年度から市内三つの高校を対象に、地元企業などと連携したキャリア教育や高校生のフィールドワークに対する支援を行っていただいています。

また、有田町では、有田工業高校で学ぶ県外からの留学生に対する生活支援や、地域の方と留学生の交流の場づくりなど、もう本当に地域の方々に温かく迎えていただいております。こちらも全部は申し上げられないほどでございます。

高校はやっぱ子供たちにとっては自ら希望する学びや進路を実現する場所でありまして、地域にとっては、町のにぎわい、人々の暮らしに彩り、活力をもたらす、なくてはならない大切な存在であると思います。

また、学校が地域に応援していただけることで、子供たちには地域に対する愛着や誇り、そして、自信を持って自分らしく伸びていくことができると思います。

田中議員から先ほど、佐賀に住みたい、一度出たけれども戻ってきたと思ってもらいたいとお話ございました。そういう思いを持って育っていけるといふふうに思います。

これからも、地域が光り、子供たちが生き生きと学び続けていけるように、今後も市町と連携し、協力をいただきながら魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎猪村利恵子君（拍手）登壇Ⅱ皆様こんにちは。自由民主党、猪村利恵子でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初の質問は、女性相談支援でございます。

来週、六月二十三日から二十九日は、男女共同参画週間でもございます。県民の皆様、そして、議場に御参集の皆様と共に、さらに学びが広がることも願いつつ、質問に入らせていただきます。

女性相談支援についてでございます。

つい先日のことですが、県外に住む十代の女性の支援に関わることがございました。彼女は、学校で孤立し、居場所がなく、家庭でも悩みを打ち明けられる環境にはなく、また、どこに相談すればよいのかも分からないままに、わらにもすがる思いで、縁もゆかりもない佐賀へ来ていた女性でした。彼女が暮らす町で相談できるところや窓口などを容易に知ることができていれば、また、教えてくださる方がいらつしやればと、

やるせない気持ちになりました。

また、私自身の経験ではありますが、少し前、ある会合に参加した際、他市の男性議員からセクハラと取れる心ない発言を受け、困惑するやら、不快極まりないやらというか、驚き、本当にびっくりした思いがございました。後日その発言について申し入れをいたしましたところ、言った言わないの水かけ論となりまして、さらに驚き、そして、不快な思いをするとともに、言いようのないもやもやを抱えることとなりました。特に女性は様々なハラスメントや被害を受けやすく、多くの女性が生きづらさを抱えながら生活しているようにも感じています。

私はこれまで二十年来、男女共同参画社会づくりへの活動にも関わらせていただいてまいりました。

県では、アバンセの女性相談窓口で話を聞いてもらえることも存じ上げておりますし、話を聞いてくださるよき先輩方もたくさんいてくださいます。私のように、抗議などの行動に移す女性ばかりではございません。誰にもどこにも相談できず、もやもや、鬱々した気持ちを抱えながら悩み苦しむ女性、特に、先ほど申し上げた彼女のように、十代の女性が進路に暮れ、希望もなくさまよったときの心情を思うと、胸がさいなまれる思いでいっぱいになりますし、そういった女性、少女たちがまだまだ多くいらっしゃるのではないかと考えます。

現代社会はデジタル化し、スマホなどから様々な情報を得ることができる便利な時代になりましたが、逆に、何となくゆとりのないような時代を歩む中、繰り返しになります。女性は様々な場面で、世代で生きづらさに直面している気がしてなりません。

そこで、佐賀県においては、電話相談などに加え、足を運びやすい町

なかでの相談を受ける「女性のためのほっとカフェ事業」に取り組んでいらつしやると聞き及んでおります。女性たちが気軽に集い、話を聞いてもらえるなど、人のぬくもりが感じられる大変よい取組であり、そのような相談の場は全県的に実施してほしいと考えるところでございます。問題や困難を抱える女性が少しでも相談できる場が県内の隅々に増えることで、女性がそれぞれの不安や悩みを吐き出したり、解消しやすくなれば、女性たちの生きづらさも徐々に減り、さらに生き生きと暮らせる社会になると考えます。

そこで、次の点について伺いいたします。

一点目は、県内の女性相談支援の取組についてでございます。

県内の女性相談支援の取組はどのようなものかお尋ねいたします。

二点目に、「女性のためのほっとカフェ事業」についてです。

県が実施する「女性のためのほっとカフェ事業」は、女性に寄り添った地域アウトリーチ型のすばらしい取組であると思いますが、例えばなんですが、駅などの立ち寄りやすい場所でございますが、通勤通学の帰りやお買い物の途中、また、さきにお話しした県外から悩みを抱えてこられた女性のような方にも目にとまりやすい、しかも気軽にふらっと立ち寄れるような場所の常設化など、事業を拡充してはと考えますが、いかがでしょうか。宮原文子男女参画・こども局長にお尋ねいたします。

次に、二番目の質問でございます。

これからの佐賀県農業の振興についてでございます。

昨年改正された食料・農業・農村基本法にあるよう、農業は国民一人一人に食料を安定的に供給するといった基本的な役割を担うとともに、美しい自然環境の保全や地域に根差した伝統的な暮らしの継承、水資源

の確保への寄与、さらには災害への備えや国土の安定的な維持にも貢献しながら、地域経済の活力を高めるという多面的な価値を併せ持つ極めて重要な基幹産業でございます。

一方、農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や労働人口の減少による雇用の不安定化、ハウスなどの初期投資の増大、肥料、農薬や燃料などの生産資材価格の高止まりなど、厳しさを増しています。

こうした中、直近では米の需給バランスが崩れ、米不足や価格の高騰が社会的な関心事となっています。私は今回の米不足の報道を見聞きするたびに、都市圏の消費者にも、一生懸命農産物を生産している佐賀県をはじめとした生産者のことに思いを寄せてほしいと考えており、また、消費者の皆様にもしっかりと農産物を届けながら、佐賀県農業を持続可能な産業として成長させていけるよう、これまで以上に女性や若者を取り込んで、収入も上がり、モチベーションも上がる農業を確立していく必要があると考えます。

このところの米不足や物価の高騰については、県民の皆様におかれましては大変な御苦勞をされていると存じますが、生産者がなくては食料を安定的に供給することはできませんし、食の安全保障もへたつくれもないわけです。

米ばかりではありません。麦や大豆、畜産、園芸、果樹全てにおいて、生産者がいてこそ、県民、国民の胃袋を支え、命を支え、何より国防の支え手の第一人者が農家、農民でございます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

一点目、農業の振興についてでございます。

佐賀県では、令和元年から水田農業を大切にしつつも、高い収益性が

期待される園芸農業に軸足を移していくといった「さが園芸88運動」を展開しております。現在の米不足を受け、今後どのように農業を振興していくのか。また、佐賀県農業を持続可能な産業として成長させ、食料安全保障にしっかりと貢献していけるよう、これまで以上に若者や女性などの担い手を取り込み、物価高騰に対応した低コスト化を図り、将来を見据えたデジタル化も含め、試験研究を図り、佐賀県農業を前へ前へと推進する必要があると考えますが、これからどのように取り組んでいけるのかお伺いいたします。

二点目でございます。

農地等の再整備についてでございます。

私の地元では、圃場整備の完了から五十年以上が経過し、老朽化した農業用水利施設などの維持管理や、点在する圃場を行き来した農作業など、農家は大変な苦勞をされながら水田農業に取り組まれていらつしやいます。私の家もあちこちにまだまだ点在している農地がございます。

今後、農業従事者の減少が進む中、高齢者も含め女性や若者、そして誰もが効率的に農業が行えるよう、スマート農業、デジタル農業にも対応できる農地の大区画化など、これからの農業構造の変化に合わせた農地等の抜本的な再整備が必要だと考えますが、県はどのように取り組んでいくおつもりなのか、島内利昭農林水産部長にお伺いいたします。

三点目でございます。

全国都市緑化フェアについてでございます。

一昨日、桃崎議員が質問されましたが、私も同じような思いでもございます。

今回、初めて全国都市緑化フェアを視察させていただきました。岐阜

県で開催されている都市緑化フェアは、視察場所はメイン会場の「ぎふワールド・ローズガーデン」でございました。大変見事なローズガーデンでございました。岐阜フェアは、これまで整備してきた都市公園のお披露目として、幅広い年代の方に喜んでいただけるようなすばらしいイベントでございました。

私は、佐賀県で都市緑化フェアを開催するのであれば、ぜひ県民参加型のフェアにしてほしいとも思っております。「SAGA2024」では、武雄市におきましては、来県される方々を花でおもてなしたいと、地域の方々が参加した花づくりの取組を行っていただきました。市町にあつては、市の花、町の花がございます。そういった花を地域の方々が参加して植えるような取組があつてもよいのではないかと思うところでもございます。

また、本県のフェアは、ぜひ県全域で展開するものにしてほしいと思っております。現在、主な会場は佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園とされておりますが、この県立三公園は県の中東部に位置しており、県西部にも整備すべきだと思っております。県内市町には多くのすばらしい都市公園があるので、ぜひ県全域で様々な企画を展開し、県全域で盛り上げるフェアとしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

一つ目、レガシーについてでございます。

都市緑化フェアは一過性のイベントにはせず、その後につなげていくものとしていくのがとても大事だと、大切だと私も思っております。

「SAGA2024」では、大会が跳躍点となって新たなSSP構想のステージへつながるものとなっているし、熊本市では、都市緑化フェア

の開催後、毎年、「くまもと花博」というイベントが開催され、レガシーとなっています。

例えば、県立公園で一年中、四季折々の花が楽しめるような一角を整備することや、県内事業者と連携した取組がフェア後も続くことなどのレガシーを残すことが大切だと私は考えます。

都市緑化フェアではどのようなレガシーを残していきたいと考えておられますでしょうか。

二点目、先ほど来、質問もあり、そして知事も答弁をされていらっしゃいましたけれども、「山の博覧会（仮称）」との同時開催についてでございます。

先ほど知事からも時期などについて御答弁がございました。私のほうからもう少しばかり質問をさせていただきます。

今回、佐賀で開催する都市緑化フェアは「山の博覧会（仮称）」と同時開催となっているようでございます。「山の博覧会（仮称）」と連携して、両イベントが共通理念の下、佐賀らしさを出すことは大変よいことだと思っております。

しかしながら、都市緑化フェアは、昭和五十八年以降、全国各地で毎年のように開催されており、皇室の御隣席を仰ぐ全国都市緑化祭が四十年以上続く皇室の伝統行事となっております。

私は、都市緑化フェアは都市緑化フェアとしてしっかりと取り組んでいった上で、「山の博覧会」との連携といった佐賀らしさを出してもらいたいと考えております。

そこで、「山の博覧会」と同時開催となりますが、緑化フェアにどのような取り組みでいくのか、質問が重複して非常に申し訳ございません

が、お答え願います。

それと、三点目でございます。開催時期についてでございます。

これは先ほど知事から開催時期について御答弁がございましたけれども、基本構想によりますと、フェアの開催は令和十年春ということでございます。その前年、令和九年に横浜市で開催される二〇二七年国際園芸博覧会の期間は令和九年三月から九月までとなっており、佐賀県でのフェアを令和十年春とすると、前年の国際園芸博覧会が終わって半年足らずで佐賀県が開催されるということで、準備など、そういった面で大丈夫なのか。

そして、「ぎふワールド・ローズガーデン」、岐阜のメイン会場でもございましたけれども、大規模に整備されたすばらしい公園でありました。そういった同様な公園の整備というのをしてくださいというわけではございませんが、そこを見た雰囲気、お話を各地でお聞きしてきたわけでございますが、令和十年春の開催は大丈夫かなというふうに私は感じたところでもございます。

そういったところで、都市緑化フェアの準備を充実させるためにも、令和十年の春の開催は本当に大丈夫なのか。年度末、また、令和十一年春に開催するということも考えられないか。そういった時期のことについてどのようにお考えになっているのか、再度、永松義敬県土整備部長にお尋ねをいたします。

それでは四丁目、水道事業についてでございます。

先日、地元武雄市で開催された武雄市管工事協同組合の総会に出席させていただきました。参加されていた皆様や市議会議員からは、佐賀西部広域水道企業団における今年度の管工事の工事が減少しており、組

合員の中には事業から撤退する事業者もいるとお聞きいたしました。地元の水道事業者の工事業量の減少は死活問題であり、私は管工事業業者のなりわいが持続可能になるよう県の支援は必須だと思っております。

また、管工事費の積算において、共通仮設費や現場管理費などの対象額は、国土交通省の下水道歩掛かりでは管材費の全額、一〇〇％が対象になっているのに対し、厚生労働省の水道歩掛かりでは管材費の二分の一しか対象になっておらず、省庁によって積算基準が不公平となっております。

このため、管工事組合は公共工事における積算基準の取り扱いが同じようになるよう国に要望を行ってきたところでもございます。しかし、令和六年度から、厚生労働省から国土交通省に業務が移管されてもなおこの解消には至っていないのが現状でございます。

つきましては、次の点についてお伺いいたします。

一点目、国の補助事業の予算確保についてでございます。

国の令和七年度当初予算における佐賀西部広域水道企業団の防災・安全交付金事業などの内示額が、要望額の七〇％減という大幅な減少となったことであります。このことは、前年度の補正予算の繰越手続の取り扱いが、厚生労働省と国土交通省で異なっていることに起因するものと考えます。

水道事業者にとっては、補正予算の経験が少ない事業者の構成団体である市町の了解に時間がかかる、繰越予算はできるだけ避けたいといった理由により、補正予算との対応が分かれたようでございますが、県として、国の補助事業の予算確保に関して、水道事業者及び政府に対し、これまでどのような対応を行ってきたのか。また、今後、水道事業者及

び政府に対し、どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

二点目、水道施設整備費の積算基準についてであります。

管工事組合が改善を求めている水道工事の積算基準の見直しについて、県としてどのように対応していけるのかお尋ねをいたします。

三点目、今後の水道行政についてであります。

以上のような観点を踏まえ、県として今後の水道行政にどのように取り組んでいけるのか、この三点を種村昌也健康福祉部長にお尋ねをいたします。

最後の質問になります。毎回、知事と相まみえる九州新幹線西九州ルートでございます。今回少し刀を磨いてまいりました。よろしくお願い申し上げます。

九州新幹線西九州ルートの武雄温泉―長崎間は令和四年九月に開業して三年目となり、JR九州によると、二〇二四年度の収益は約五十二億円と前年度を四億円上回った、利用者は順調に増えており、嬉野市では新しいホテルや旅館が何軒も建てられているほか、前回も申し上げましたが、私の地元である武雄市でも駅の南口にホテルの建設が進められており、多くの予約の問い合わせもあっていると聞きしております。一日も早いオープンを多くの方がお待ちになっているところでもございます。

また、インバウンドの伸びもあり、たくさんの方に訪れていただいております、毎回申し上げておりますが、お土産のお菓子や陶芸品の売り上げも伸びるなど、今後もビジネスや観光で一層の盛り上がりが期待されており、新幹線を求める機運がより一層高まっております。

地元商工・観光団体からも、地元の発展はもとより、佐賀県、そして、

九州全体の発展、活性化のために、早期全線開通を望む声は変わらず大きく、全国の友人や北陸にも同士議員がおりますが、なぜつなげないのか不思議だねといった素朴な疑問もいただいています。

私はこれまでも申し上げてまいりました。このような状況になったのはフリーゲージトレインを断念した国の責任であることは十分理解しており、整備新幹線のスキームを変更してでも国が責任を負うべき、議会も何とか一丸となつて国に申し入れをするべきだと、これまでずっと申し上げてまいりました。

しかしながら、県においては、新鳥栖―武雄温泉間の在り方について、昨年五月に長崎県とJR九州との地元三者トップによる意見交換が開催されて一年以上が経過しているにもかかわらず、二回目の意見交換が開催されておりません。また、昨年八月に鉄道局と「幅広い協議」が非公開で開催されておりますが、議論は停滞し、先行きが見通せない状況であります。

知事は、県は打開する立場ではないが、協議には応じていく、質の高い議論を続けたいとおっしゃっていますが、遅々として進んでおらず、このままでは新幹線は要らないとフル規格を拒んでいると捉えられかねないし、消極的な県の姿勢に疑問を感じる県民も多くいらっしゃると思います。

県内には様々な御意見があると思いますが、フル規格を望む声もたくさんあり、知事にはこうした県民の声にぜひ応えていただきたいし、もっと積極的な姿勢で西九州ルートの問題解決に取り組んでいくべきだと私は思うのです。

そこで、以上のことを踏まえ、次の点についてお伺いいたします。

一点目、県民の意識についてでございます。

昨年十二月に報じられた佐賀新聞の県民世論調査結果によりますと、新鳥栖―武雄温泉間の整備方式について、「フル規格で整備すべき」が前年より増え三五％、「フル規格で整備せず在来線を活用すべき」が前年より減り三五・五％と意見が拮抗しています。また、県の姿勢を「評価しない」が前年より増え二四・二％、「評価する」が前年より減り四五・二％となっています。

知事は、この県民世論調査の結果を受け止めておられるのか。また、西九州ルートについて、県民が正しく理解を深めていくためにどう取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

二点目に、国との「幅広い協議」及び三者意見交換についてお尋ねをいたします。

知事は、国土交通省との「幅広い協議」や、長崎県とJR九州との地元三者トップによる意見交換の題材として、北陸新幹線を検証するのも意義があると言われています。そうであるならば、積極的に開催を呼びかけ、新鳥栖―武雄温泉間の問題解決を図るべきだと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

三点目、佐賀のまちづくりについてお尋ねをいたします。

私は、新鳥栖―武雄温泉間は、佐賀駅を通るフル規格がベストだと思います、選挙のときからこれまで一貫して考えを変えておりません。知事は、先人たちが築き上げてきた営みを生かし、佐賀というまちづくりをベールに置くべきであり、佐賀駅を通るフル規格はこうした様々な環境を壊すリスクがあると、前回の二月議会、木原議員の答弁でおっしゃっています。

二年前の五月にアリーナがオープンし、さらに県立大学も予定されるなど、佐賀駅周辺はまだ多くの伸び代があると思う、私もその一人でございます。スポーツ、音楽、文化、教育といった様々な分野で人流の拠点となり得る場所であり、新幹線整備はまちづくりの起爆剤になると考えます。その可能性は十分あるのではないかと私は思っております。知事が考えるまちづくりとは具体的にどういうものなのかお尋ねをいたします。

最後に、中野国土交通大臣との面会についてでございます。

先月、中野国土交通大臣と初めて面談され、西九州ルートについて「答えが出ないことではない」と応じたと報道がございました。問題解決の道筋が見えてきたのでしょうか、発言の意図はどのようなものなのか、以上四点を山口祥義知事にお尋ねして、一回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ猪村利恵子議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、アンケートについて、私の所見をお答えいたします。

アンケートにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたけれども、経緯、負担、在来線の利便性といった前提を置かずフル規格について尋ねられれば、あったらいいねと思うのは自然なことと思います。新鳥栖―武雄温泉間は、国がフリーゲージトレインを断念して今に至った経緯があります。フル規格で整備する場合、佐賀県の建設費負担はプラス千四百億円を超えて、長崎県の二・五倍以上の負担を佐賀県が負うことになるわけです。在来線の利便性低下も生じます。

長崎から武雄温泉の新幹線開業により、鹿島、太良を通る動脈だった

長崎本線は特急が本数五分の一に、各駅停車も大幅なダイヤ変更や乗り換えで利便性が著しく低下したことも記憶に新しいところです。こうしたことを知った上であれば、このような結果にならないと私は思った次第であります。

県民に理解を深めることにつきましては、状況に応じて工夫してまいりたいと考えます。

国との「幅広い協議」、そして、三者意見交換についてお答えします。鉄道局との「幅広い協議」につきましては、先月、中野国土交通大臣とお会いさせていただいて、引き続き協議を進めることをお互いに確認させていただきました。

地元三者の意見交換については、様々な課題が顕在化しております北陸新幹線を切り口に議論するのは有意義ではないかと、長崎県、そしてJR九州に投げかけております。この詳細につきましては、地域交流部長から補足させます。

佐賀のまちづくりについてお尋ねがございました。私は、その地域に暮らす人々の営み、息遣いが伝わり、それを生かしていくことで個性ある町がつくられていくと考えております。新幹線はあくまでも手段の一つです。まちづくりに必須なものではないし、これが目的になってはいけません。

佐賀駅周辺では、先人の皆さんたちが築いてきた歴史や伝統が感じられる佐賀という町に、SAGAアリーナができて、新しい風景が日常になりつつあり、さらに変化しようとしています。県立大学ができれば、さらに新たな交流も生まれてくると思います。それぞれの営みが混ざり合って、深みのある佐賀らしいまちづくりにつながるものと私は認識し

ています。

続きまして、中野国土交通大臣との面会における発言の意図についてお答えします。

私は、議論をしていけば、新たな合意が見えてくることもあろうかと思ひ、大臣に申し上げた次第であります。

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、鉄道局との「幅広い協議」及び地元三者意見交換の状況につきまして、知事の答弁を補足させていただきます。

鉄道局との「幅広い協議」につきましては、令和二年当時、赤羽国土交通大臣から、国土交通省として、佐賀県の意向を踏まえながら幅広く協議を行うので応じてほしいと求めがあり、開始したものでございます。協議では、フル規格での整備には、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題について丁寧にお伝えしてきました。八回目となる昨年八月の協議は、県議からの提案を受けて佐賀県から呼びかけまして、初めてクローズドで開催しました。しかしながら、鉄道局から新たな提案はございませんでした。佐賀県はいつでも門戸を開いているところでございます。

地元三者意見交換につきましては、長崎県やJR九州が従来の在来線合意と異なるフル規格での整備を求めているので、原点に立ち戻り、地元で合意形成が図られるべきとの考えから、佐賀県からの呼びかけで昨年五月に開催いたしました。新たな合意をつくっていくことが難しい課題だということは共有いたしました。また、今後も続けていくことで、三者の意見は一致いたしております。

知事から答弁がありましたとおり、次の開催につきましては、佐賀県

から、北陸新幹線を議論の切り口にするのは有意義ではないかと、長崎県やＪＲ九州に提案しているところでございます。

このように、本来、佐賀県は打開する立場にはないわけでございますが、佐賀県から長崎県やＪＲ九州に呼びかけを行っており、真摯に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ 私からは、水道事業について三点お答えをいたします。

まず、国の補助事業の予算確保についてですが、水道事業者、それから政府に対する取組でございます。

人口減少や一人当たりの水道使用量の減少による水道料金収入の減少、昨今の物価高騰に伴う工事費の増大により、市町や広域水道企業団などの水道事業者は財源確保に苦労されておられます。そういう意味で国庫補助金は重要な財源だと思っています。

水道事業者が国庫補助を獲得する流れでございますが、水道事業者が県を経由して国に申請することになります。県では、水道事業者の事業計画を把握し、水道事業者が予算を編成する際には、事業計画に合致する補助メニューを県でピックアップして、それぞれの水道事業者に個別に紹介したりしております。

特に令和六年度の国の補正予算におきましては、補助要件が緩和されましたため、新たに交付対象になった水道事業者には個別に情報提供を行うなど、国庫補助の獲得に向けて助言を行ってまいりました。しかしながら、水道事業者の中には、国の補助制度の対象になるけれども、活用できていない事例もございました。

今後も引き続き、他の水道事業者の補助金活用事例を紹介するなど、さらなる国庫補助予算の活用に向けて情報提供、それから丁寧な説明をしてまいります。

それから、国への対応でございますが、現在の水道工事に係る国庫補助金は、水道料金が全国平均以上であることが交付要件になっていること、補助率が他のインフラ工事と比べ低いことがございます。この交付要件を緩和して、水道料金が全国平均以下の水道事業者も国庫補助を活用できるようにすること、補助率を引き上げて水道事業者の負担を軽減することなどの政策提案を行ってきたところでございます。

引き続き、交付要件の緩和や補助率の引き上げ等について国に求めてまいります。

続きまして、水道施設整備費の積算基準についてでございます。水道行政は、令和五年度までは厚生労働省の所管でございましたが、令和六年度から水質に関することは環境省に、施設整備等に関することは国土交通省に移管をされました。議員御指摘のとおり、水道工事と下水道工事の所管が国土交通省に一本化されたわけですが、積算基準が異なったままになってございます。国土交通省では、今年度、水道工事に係る費用の実態調査を行って改定を検討するということを聞いております。

県といたしましては、国に対して水道工事の実態を把握して積算基準が適正なものとなるよう見直しについて提案をしていきたいと思っております。それから、今後の水道行政についてでございます。

水道は、社会経済活動に欠くことのできない重要なインフラでございます。水道事業者や水道管の工事を請け負われる水道関連事業者の方々

には、地域に不可欠なライフラインを維持管理する重要な役割の担い手であると思っております。

水道関連業界全体が安定的に事業に取り組むことができるよう、そして県民のライフラインが確保されるよう、水道事業者に対する補助金の獲得支援や国への政策提案などに引き続き取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ 私からは、佐賀県農業の振興のうち、二点お答えいたします。

一点目、農業の振興についてお答えいたします。

現在、県では「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村の実現」を目指し、各種施策を展開し、農業の振興に向け、市町やJAなどと一緒にになって取り組んでおります。

先人たちが築き上げてきた米、麦、大豆を中心に、食料安全保障にも大きく貢献している水田農業を大切にしながら、佐賀農業という誇るべき財産を未来へつなげていくため、園芸など稼ぐ農業を実現する担い手の育成にも力を注いでおります。

今回の米不足により安価で推移していた米価が上昇し、米農家の方からは、これまでの厳しさからすると、経営的に一息つけたとの声も伺っております。

安定した所得を確保できる農業の実現が何よりも重要で、そのことが次の世代につながる好循環を生み、佐賀県農業の持続的な発展をもたらします。

引き続き、整備の進んだ水田や共同乾燥施設を活用し、集落営農組織や大規模農家の経営力の強化にも取り組みながら、佐賀県農業が未来へ

つながるよう支援してまいります。

それぞれの課題に対する具体的な取組についてお答えいたします。

まず、担い手の確保、育成では、技術習得から就農までの一貫した就農支援システムの取組の拡大、特に女性農業者への支援として、経営のスキルアップを図るセミナーですとか大型トラクター等の運転技術研修の開催などによりまして、地域内外からの若者の確保と女性農業者の経営参画を推進してまいりました。

また、生産資材の価格高騰への対応として、化学肥料の使用量低減につながる堆肥の利用促進に向け、堆肥コンクリートの開催や散布機械の導入支援、そういったものに加えて、省力・低コスト化を進めるため、ドローンを利用した肥料、農薬のピンポイント散布や高精度の自動操舵田植え機など、飛躍的な生産性の向上が期待されるスマート農業の導入支援などに引き続き取り組んでまいります。

さらに、佐賀県農業の推進力となる新しい品種や新しい技術を開発する試験研究では、水稻新品種「ひなたまる」に代表される温暖化に対応した品種開発や栽培技術の確立、育苗や田植えなどの作業が不要で大幅に省力化につながる米の乾田直播栽培の実証、こういったものに取り組んでまいります。佐賀県農業の将来を見据えた取組もしっかり進めてまいります。

次に二点目、農地等の再整備についてお答えします。

本県では、昭和四十年代から農業生産性の向上を目指し、圃場整備事業等により農地や農業水利施設などの整備を進めてまいりました。

これらの整備と農業者のたゆまぬ努力もあり、米、麦、大豆、タマネギなどを組み合わせた生産性の高い農業が展開され、耕地利用率は三十

八年連続日本一と本県農業に大きく寄与してまいりました。

しかしながら、最初の整備から相当の年数が経過している中、農業水利施設等は老朽化が進み、農道幅は狭く、大型農業機械の離合が困難になるなど、作業効率も悪く、営農や維持管理に大変御苦労されております。

今後、農業従事者の減少や高齢化が確実に進むことが見込まれる中で本県農業を振興していくためには、将来を見据え、地域で話し合いを行い、それぞれの地域に合った農地等の再整備を行うことが重要であると考えております。

このため県では、国庫補助事業や県単事業により、農作業の効率化を高めるための農地の区画拡大、スマート農業導入に向けた現地実証の実施、維持管理の手間やコストを下げるための農業水利施設の統廃合などに着実に取り組んでまいります。

今後とも、次世代の担い手となる若者や女性の確保、育成をはじめ、スマート農業にも対応できる農地の大区画化など、農業を持続的に発展させていくとともに、食料安全保障もしっかり担ってまいります。

また、本県の農業が目指しております「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向け、取り組んでまいります。

以上お答えいたします。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、都市緑化フェアについて三点質問ございましたのでお答えいたします。

まず、レガシーについてと「山の博覧会（仮称）」との同時開催について、こちらについてはお尋ねが関連しておりますので、併せて御答弁させていただきます。

佐賀県は、山から平野、海までがコンパクトにまとまっておりまして、豊かな自然の恩恵を受けながら、その中に様々な生活の営みがござい

ます。
佐賀県は、「森・川・海はひとつ」という思いで、森、川、海のつながりを守り、佐賀県の豊かな自然を未来につなげていく「森川海人つプロジェクト」に取り組んでおります。

佐賀での全国都市緑化フェアと「山の博覧会（仮称）」の両大会は、全ての人々に恩恵をもたらす森、川、海を未来へつなぐという共通のコンセプトで開催することとしております。

緑化フェアは、未来に向かって佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐ、これまでにない新しいフェアとなるよう、「山の博覧会（仮称）」とも連携した佐賀らしい取組としてまいりたいと考えております。

佐賀にある花と緑を通じて、佐賀が誇ります吉野ヶ里遺跡などの歴史や過去に光を当て、佐賀の現在の価値を感じられる場をつくり出し、佐賀の未来を描き出すものとできるよう取り組んでまいります。

緑化フェアの期間につきましては、令和十年春の二カ月程度とし、「山の博覧会（仮称）」は、緑化フェアの期間も含む令和十年春から秋までの半年間程度で検討しています。

全国からの集客が見込める緑化フェアを最初に開催することで、「山の博覧会（仮称）」にもつなげ、県内全域に相乗効果を発揮させていきます。

両大会を同時開催しているからこそ、また、緑化フェアを県全域で展開していくことで、緑化フェアで佐賀の本物の価値に触れ、佐賀のよさに気づき、緑化フェアだけでなく、「山の博覧会」にも再度訪れたくな

るようなものとしてまいります。

また、緑化フェアでは、一人一人が自然との共生について考え、行動するきっかけとして、緑化フェアの後も、県内各地で地域の方々により花づくり、緑づくりの活動が続けられ、広がることで、自発の地域づくりにつながるものとして考えております。

取組を一過性のものとせず、その後のまちづくりへのつながりも考えながら、どのように未来につなげていくのか、今後もしっかりと議論をしてまいります。

お尋ねの三点目の開催時期についてでございます。

佐賀の花と緑が最も美しい季節である春に開催をし、また、緑化フェアは全国からの集客が見込まれ、同時開催としております春から秋までの「山の博覧会（仮称）」への周遊の起爆剤としても期待できることから、開催時期を令和十年春で検討しています。

「山の博覧会」とも連携し、これまでの大会とは違う佐賀らしい緑化フェア取組となるようしっかりと準備を進めてまいります。

私から以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、女性相談支援について二点お答えいたします。

まず、県内の女性相談支援の取組についてお答えいたします。

女性は、それぞれの人生を重ねていく中で、特有の悩みを抱えやすい状況にあります。男性に一部共通するものもありますが、例えば、月経、妊娠、出産、更年期など身体的、精神的なもの、また、育児や介護と、仕事の両立の負担に関するもの、DV、モラハラなど、配偶者やパートナーとの関係に関するものなどがあります。

こうした悩み、問題はデリケートで、また複雑です。周りに相談しにくいケースが多く、場合によっては、当事者自身が問題を抱えていること自体に気づいていないこともあります。専門的な支援や第三者からの客観的な視点での助言が必要と考えます。

また、女性は、非正規雇用や育児、介護による離職などで経済的に不安定な状況に置かれたり、暴力やハラスメントなどの被害者になることも多く、社会的な支援が必要な場合があります。

こうした中、女性自身が問題を一人で抱え込まず必要な支援につなげる場として、相談支援は大事なものと考えております。

県では、県女性相談支援センターやアバンセが中心になりまして、女性の悩み全般に対応いたします女性総合相談を実施しております。また、それぞれの悩みに応じるものとして、DVに関する相談、法律相談、心の相談、性暴力関係の相談などを実施しております。主に電話や対面で実施しているところです。

また、県内で活動されている六つのNPOなどの団体やアバンセとも連携協力しまして、県内の各地域に出向き、アウトリーチ型の相談支援として、「女性のためのほっとカフェ事業」に取り組んでいます。

このほか、身近なところとして、県内全ての市町においても女性相談窓口が設けられています。不安や悩みを抱える女性が自分に合った内容、場所で相談できるよう取組を進めているところです。

次に、「女性のためのほっとカフェ事業」についてお答えいたします。「女性のためのほっとカフェ事業」は、令和三年度から開始しました。カフェのような雰囲気で開催できる居場所をイメージし、毎月一回、県内六カ所で開催しています。ほっとカフェでは、利用者がスタッフと気

軽に話をしたり、中には子供と一緒に過ごすなど、ゆったりとした雰囲気でも過ごされています。

その中で、社会福祉士による個別相談、また、県内のNPOや誘致NPOなどの協力により、生理用品や生活必需品の無償提供なども行っています。

悩み事がある人はもとより、自身が問題を抱えていることの自覚がない方にも、問題に応じた相談窓口や支援につなげることができており好評です。

これまで相談すること自体に敷居の高さを感じていた方や、お住まいの地域以外で相談したい方の利用も多く、令和六年度は延べ九百名を超える方が利用されました。

なお、県では、試行的な取組といたしまして、公民館などの身近な場所、通勤通学途中の駅や図書館など立ち寄りやすい場所での開催、また、休日や夜間の時間帯での開催などにも取り組んでいるところでありまして、支援団体などの関係者とも意見交換をしながら試行錯誤を重ねて取り組んでおります。

利便性の観点からは駅など人が多く行き交う場所で実施したほうがいいというお考えもありますが、利用者の中には、人が多い場所に行くことと自体がためらわれる、あるいは人目につく場所では参加したくないという声もございまして、実施場所については配慮が必要であるというふうに感じております。

また、常設化となりますと、運営に御協力いただいている団体側の事情にも配慮していく必要があるのかなというふうに感じております。

ほっとカフェが、不安や悩みを抱える多くの女性が気軽に訪れ、安心

して相談いただける場となり、状況に応じ必要な支援につなぐことで、女性が自分らしく安心した生活が送れるよう、今後も引き続き関係団体や参加者の声を伺いながら取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎猪村利恵子君 登壇Ⅱそれぞれ御答弁いただきありがとうございます。私から再質問をまた数点させていただきます。よろしくお願いいたします。

女性相談支援についてでございますが、ほっとカフェ、アウトリーチ型で人に優しい、本当にそういう支援体制を取っていただいているなどというふうに思っております。男女共同参画で、女性の比率を伸ばすとか、議員の数を増やす、決定権のある場に女性をとということも大変大事でございますが、こういった人に優しいぬくもりのある事業を県全域で展開することで、県の質といましようか、少し見えない部分ではあるかもしれないけれども、そういったものが着実に進んでいく、そういった事業ということにもなり得るのではないかなというふうに思っております。

ジョブカフェとか、いろいろ支援の趣といましようか、いろいろあるとは存じますが、私はやはり年の若い子たちが行政の機関に行くということがなかなか難しいというふうに思っております。そういった知識も少のうございまして、何かふらっと立ち寄れるようなところがあればいいなというふうに思っております。もちろん武雄温泉駅でもほっとカフェを開催していただいていますので、本当にありがたいなと思っているんですけれども、そこら辺の拡充についてももう少し御意見をいただければというふうに思っております。

それから、佐賀県の農業の振興でございますが、私も水田をお願いし

て作っていただいております。先日、元肥を買いに行ったり、ジャンボタニシ対策のスクミノンとかを買いに行つてレジで払うときに、金額を聞いてびっくりしました。四万円からお釣りが少ししか来ませんでした。何か間違っていないですかと言ったら、「いや、すみません、今いつもそんなに言われるんです」というふうにおっしゃられて、本当に高騰しているんだなというふうに思っております。JAから以前のように定期的に持ってきていただくということじゃなくて、久しぶりに買いに行きましたもんですから驚いた次第でもございます。

農業をしている方にレジで直接支援があればいいなというふうに思いました。そういったことが部長できないでしょうか。農業をしている方に五百円割り引きますとか三百円割引とかあればいいなというふうに思った次第でもございます。そしたら、農業をやるうという方がもって出てこないかなと、私自身の私感も入っておりますが、申し訳ございませんが、本当に高くなっておりますので、そういったところをぜひとも支援をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、試験研究でございますが、今回私も「ひなたまる」を植えていただいております。秋が大変楽しみでございますが、こういう試験研究もとても大事だというふうに思っております。長い時間かけて試験研究は実りますので、こういったところもしっかり力を入れていただきたいというふうに、これはお願いであります。もう一つ、土地利用、土地のことでございます、農地のことでございますが、山間地で農業をされておられる方が、地元で五十年前の整備でございまして、山間地はほとんど整備という整備はなされていないわけでございます。昔はそれ

こそ一輪車に、苗も、鍬とか鎌とか道具を載せて、あぜを行けたわけですが、今は山間地も機械を持っていくというような方もいらつしやつて、できれば山間地に機械を入れられるような農道をつくっていただけないかというような声もございます。そういった点においてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

それから、全国都市緑化フェアのことについてでございますが、開催時期のことはお伺いいたしました。そして、「山の博覧会（仮称）」は、開催時期が長く、そして、花とか植木とかをどのくらい使われるか分かりませんが、都市緑化フェア、春に先陣を切つて開催され、皇族方にお越しいただきます大切な行事でもございまして、花苗の調達に非常に時間がかかるというようなこともお聞きしております。その花苗の確保がしっかりとできるのか。そして、これはお願いですが、ぜひとも県内業者に発注をしていただきたいということもありましてお尋ねをさせていただきます。

それから、水道事業については今後ともよろしくお願い申し上げます。そして、知事、最後でございますが、久留米の盛り上がりがまた十八日にテレビや新聞報道でも上がっております。久留米も盛り上がりつつあるようですが、私の質問で県民へどうやってお知らせしていくのかということでは、状況に応じて知事がおっしゃっておりますが、そういった形で盛り上がりも起きているところもございまして、また、私が、商工観光団体様、そして、建設業の方々ともお話をさせていただくと、やはりフル規格でインバウンドをもっとと呼び込みたい。そして、産業も、T S M C、半導体の需要も取り込まなければならぬ。そして、建設業にもぎわいを創出したい。そういったところでもやはり工事とか、

その整備がなされれば、佐賀県がもっと活性化できる、そして、自分たちも一生懸命やりたいというようなお声を聞くところでもございます。そういった声に対しても知事から一言頂戴いたしたいというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げて、質問を終わります。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩いたします。

午後零時一分 休憩

○ 開 議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

猪村理恵子君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えします。

猪村議員からは、九州新幹線西九州ルートに関しまして佐賀県を活性化するためにフル規格整備に期待する声も聞いているけれども、改めて知事の受け止めを聞きたいとお尋ねがございました。

先ほど答弁申し上げましたとおり、新鳥栖―武雄温泉間は国がフリーゲージトレインを断念して今に至ったという経緯があります。そもそも新しい話として議論をすべきフル規格の整備は、単に整備する整備しないという一面的な問題ではありません。ルート建設費負担、在来線の利便性などといった様々な課題があります。多面的に考えなければいけない課題だと思います。新鳥栖―武雄温泉間について、フル規格整備を議論するのであれば、多面的に議論することが必要と考えております。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀農業の振興について再質問を二項目いただきました。

まず一点目、高騰している肥料等への支援についてお答えいたします。農業者の方から肥料に対する支援の声もありましたが、これまで肥料に対しては価格高騰分への補填の仕組みがありませんでした。そうしたことから、新たな仕組みを創設するよう、先月の政策提案でお願いをしてきたところでございます。

次に、山間地における農道整備についてお答えいたします。

各市町におきまして、本年三月までにそれぞれの地域で話し合いが行

われ、地域計画が策定されております。この地域計画に位置づけられた農道の整備等については、支援をするメニューがございますことから、市町あるいは農林事務所の担当のほうまで御相談をいただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私には、緑化フェアに向けて植物調達に合うのか、また植物調達の地元への発注について御質問がございました。

植物調達につきましては、早め早めに必要な量について関係者と調整し、県内生産団体などと連携して、フェアの開催に間に合うように計画的に調達を進めてまいります。

また、植物調達に当たっては、県内の事業者の受注機会の確保、県内の優先調達に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えいたします。

県内全域で、若い人も含め、ふらっと立ち寄れる相談窓口があればよいと思うが、拡充についてどう考えるかということでの御質問だったかと思えます。

ほっとカフェ事業は、先ほど御答弁いたしましたとおり、令和三年度からスタートし、これまでの間、様々な団体の方々の思いにも支えられながら取り組んでまいりました。多くの方に支援の手が届くよう、試行的に場所や時間なども変えながら、例えば、立ち寄りやすい駅でも開催するなど、試行錯誤しながら取り組んでまいりました。

また、現在、女性相談窓口を設置する市町や、先ほど申し上げた関係団体の相互のネットワークの強化にも取り組んできております。

これまでの試行的な取組も踏まえまして、ほっとカフェの利用者やそうした地域の関係者の意見なども聞きながら、今後どのようなやり方がいいのか、引き続きよりよいものとなるよう取り組んでまいります。

あわせて、ほっとカフェのこうした取組をはじめ、女性の相談窓口につきまして、若い世代をはじめ、幅広い世代に知っていただけるよう、相談窓口の周知にもあわせて取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎猪村理恵子君 登壇Ⅱるるお答えいただき、ありがとうございます。一点だけ知事に質問させていただきます。

先ほどお答えいただきましたというか、私が質問させていただいたのは、県民に対して状況に応じてどう説明をしていただくのかと、状況に応じて県民への説明というか、そういうことはどうかとお尋ねしたんですが、状況に応じて県民には説明していきたいということでございました。その状況に応じてというところをもう少し掘り下げて説明していただけないでしょうか。

それと、私も知事と同じで、新幹線は目的だとは思っておりません。起爆剤の一つだと申し上げたつもりでございます。その点は間違いいだかないようにしていただきたいというふうに思っております。

◎山口知事 登壇Ⅱ猪村議員の再々質問にお答えします。

もう一度申し上げますが、状況は動いているということです。改めて申し上げますと、フリーゲージトレインという、我々と長崎県とJR九

州で発注した商品が届いていない、届かなかったわけでございます。これから新しい契約がなされるかどうかという新しい話だというふうに認識しているわけです。

今、北陸新幹線が、我々よりもっと先にルートまで決定していたにもかかわらず、なかなか打開できないで、止まった状況の中で、それぞれの地域による考え方が披瀝されているわけです。ということで、私は多面的な議論が必要だと申し上げております。

日々状況が動いておりますので、こういった問題も含めて県民の皆さん方に説明を、状況に応じた形で申し上げていきたいと答弁させていただきました。

◎古賀陽三君（拍手） 登壇Ⅱそれでは、早速質問に入りたいと思います。まずは、佐賀市の中核市への移行についてということでございます。

佐賀市の坂井市長は、令和三年十月の就任当初から新型コロナウイルス対策で保健所の設置を検討するとして、中核市への移行を目指すことを表明されました。これを受けて市では庁内検討会を立ち上げ、令和四年二月に第一回の庁内検討会が始まり、これまでに七回の検討会が開催をされています。先行自治体の事例を基に調査研究が進められているものと認識をしています。

この中核市制度は地方分権の一環で創設されたもので、人口二十万人以上などの要件があり、佐賀市が中核市になると、保健衛生や福祉などに関する事務が関係法令の条項ベースで千八百以上が県から新たに移譲されることになります。また、佐賀市が国に対して中核市の指定を申し出る場合には、国に申し出る前に市議会の議決を経て、知事の同意が必要であり、地方自治法の規定により県議会の議決を得る必要があるとさ

れています。そうしたことから、県側の理解と協力が必要不可欠となっています。

佐賀市は中核市移行への検討をさらに深めるために、昨年十月、県と初めての勉強会を開催されています。それ以降も実務者レベルのワーキンググループを設置し、移譲事務に関する情報共有や課題の整理などが現在進められていると伺っています。

このような中、知事は四月の定例記者会見において、佐賀市の中核市移行について問われ、中核市は膨大な事務、経費が発生する。その労力を果たしてもやる意義がまだ見えない。表札だけならそれ自体に意味はないと発言をされていました。

一方、坂井市長は五月の定例記者会見において、知事の発言への受け止めや今後の方針を問われ、県には勉強会に協力いただいているので、一歩前進、中核市は必要、引き続きやっていきたいと強調をされていました。

このような新聞報道でのやり取りを見る限り、私は中核市への移行に関する考え方について、知事と市長の間には温度差があるように感じています。確かに知事が指摘されたとおり、中核市になることで何が変わるのか、市民にとってどのようなメリットがあるのかなど、分かりづらいた点が多いことから丁寧な説明が必要だと思っています。

以前、今は制度として廃止をされていますが、佐賀市が特例市へと移行をしました。そのときも平成二十五年九月県議会、県の同意を求める議案が提出されました。そのときも一般質問で取り上げました。その際、佐賀市が平成十七年十月一日の一回目の合併で特例市の要件を満たす二十万人を突破したにもかかわらず、特例市への移行を表明したのは

八年後であったと。また、特例市になったときのメリットが最も大きいと思われるであろう開発行為の許可などの事務については、平成九年度から既に佐賀市に移譲されていた状況にありました。そうした中での当時の特例市の移行に、なぜ今特例市なのかと、市民にとってのメリットはといった疑問を呈したところでもありました。非常に当時の特例市への移行というものも何が変わるのかなど、分かりにくかったというように思っています。多分特例市に移行したことすらも御存じない方もいるんじゃないかなというように思っています。

今回の中核市への移行も、何が変わるのか、市民にとってのメリットが分かりづらい状況と併せて、特に今回の中核市への移行は、最初に申し上げたように、坂井市長は新型コロナ対策で保健所の設置を検討するとして中核市への移行を目指すことを表明されたといった経緯があります。この保健所の業務について、以前、知事はコロナ対策において、県全体で保健所を所管していたのは徳島と佐賀のみで、そのオペレーション、「プロジェクトM」ですね。オペレーションを行う上で強みがあったと。そのことが全県的に統一した対策を戦略的、機動的に打つことが可能であると。こうした発言をこの議場でなされていたというように思います。

こうしたことを聞いていると、やっぱり保健所の業務の市への移管には、否定的ということまでは言いませんけれども、若干、非常に慎重な見方を今されているんじゃないかなというように思っています。ここには知事と市長の間に本当に大きな隔たりというものを私自身は感じています。

一方で、佐賀市として検討会を今開催しながら、そして市議会でも議

論がなされているというふうに思いますけれども、自治体の主体性を尊重することも大事だろうというように私は思っています。そうしたことから、県と市において、今後、議論をしっかりと深めていくことが何より大事だと思っています。

また、県議会での議決が必要となりますので、県議会としても議論の状況をしつかりと注視しておくことと併せて、市にはしっかりと説明を求めておく必要があると思っています。特例市の際もやっぱり唐突感がありましたので、市との連携がなかなか取れていなかったのではないかなといったようなことも改めて思い出しておりますので、いずれにしても、より一層、議論を深めていく必要性を強く感じています。そうしたことから、佐賀市の中核市への移行について、知事の考え方を伺ってみたいと思います。

次に、問いの二になりますけれども、事務処理等の誤りについてということであります。

佐賀県において、最近、事務処理等の誤りが相次いでいる印象を受けています。中には法令違反に該当するものも見受けられます。例えば、食肉センターのプレハブ使用料の未払い、建築確認を怠る法令違反、農業士への報償費の未払い、道路工事費の過払い、そして一般質問初日にも議論がなされていましたが、生活保護加算の認定漏れと。そしてまた、救護施設事務費の県の支払いが過少だったと。そして、ほかにも受験票の誤送付もありました。水産課の規則改正の手續の不備もありました。メールの誤送信、個人情報流出、本当に多いといったようなことを私は感じています。

今議会に道路整備事業における工事費の過払いについて、返還に係る

予算議案が提出をされていますが、勉強会のように報告として受注者との調整が調ったことから返還をされると。そういった手続になるんだろうと思いますが、これはあくまでも受注者が返還に応じてくれたから、今回、戻してもらうことができるんだろうというふうに思いますけれども、一方で未払い、過去に遡って支払われるものもあれば、中には時効によつて過去に遡つての支払いが困難な場合もあります。

先ほど申し上げた救護施設事務費の支払いが過少だったものというものは、十一年間で五百万円ほど支払われていないと。これも時効を迎えていますので、一部、二百万円ちよつとの支払いがこれから行われるというふうに思います。生活保護の加算の認定漏れについても、今、九十数%支払いが進んでいるというふうなことでありますけれども、これも一部時効がありますので、きちんと支払われていないというものも出てくるんだろうというふうに思います。そうした生活保護の加算の認定漏れというのは、本来、適切な支援を受けるべき生活困窮者に対する支援が適切に行われておらず、ただでさえ困っている受給者がさらに不利益を被ることにつながりかねないと思っています。返還されるものは返還をさせて、一方で時効を理由に支払われない。まさに不公平感があるんだろうと私は思っています。

このような状況を踏まえると、行政組織において仕事を進める上で、財務、会計などの組織上のルールの確認や、積算の複数人によるチェックなど、基本の部分をしつかり行う必要があると同時に、職員の事務処理能力を向上させる取組なども必要になってくるのではないかと感じています。これだけ過払いや未払いといった事務処理等の誤りがあるのであれば、仮に全庁的に調査を実施すれば、まだ明らかになっていない不

適正な事務処理等がほかにも見つかるのではないかと危惧しています。

未払いのまま放置されていれば、相手方に損害や不信感を与えるだけではなく、未払いによる遅延利息が発生するケースもあっておりまして、まさに無駄な支出があっていると。あわせて、過払いについても、県民の立場から見れば税金の無駄遣いにほかなりません。こうしたことは行政への信頼を損なうだけでなく、県民生活に直接的な悪影響を及ぼすことから、佐賀県としてこのような問題に真摯に向き合い、信頼回復に努める姿勢が求められていると思っています。

今は問題が表面化をして、一定の緊張感の下で業務が進められているものと思っています。しかしながら、問題は一過性ではなく、将来的にも同様の事案が繰り返される可能性がある以上、行政は過ちを犯さないということは、無理な部分も若干あるんだろうというふうに思いますけど、いかになくしていくのかということが大切であろうというふうに思いますし、行政も過ちを犯し得ることを前提に対策を講じていく必要があると思っています。

そうしたことから、まずは知事の受け止めについて伺っておきたいと思っています。

先ほど実際の未払いや過払い等について申し上げましたが、件数について多いと思うのか、少ないと思うのか、人それぞれ受け止めはあるんだろうというふうに思いますし、事案に対する受け止め方も、捉え方であったり、それぞれあるんだろうと思っています。ただ、行政機関の持つ権限は広範で強力なものだと私は思っています。そのために、ミスが発生した場合の影響は個人の権利にも及ぶし、事業者など県民への影響にもつながると思っています。そうしたことから、行政機関のミスは

極力少なくできるにこしたことはない、また、法令を執行するという面で、正当性も揺らいでくるのではないかと思います。こうした一連の事務処理等の誤りについて、知事自身はこの状況をどのように受け止めているのか伺っておきたいと思っています。

次に、事務処理等の誤りの発生要因についてであります。

事務処理等の誤りについては、いろいろ事情があるんだろうと思っています。報道では職員の理解不足といったことが幾つか見受けられます。また、繁忙期でチェックできなかったことが原因といったことも。理解不足なら周囲に確認する体制が必要であり、理解不足のまま進めるのはどうなのかなど。繁忙期という理由は、確かに土木事務所や農林事務所、そして、福祉事務所などの現地機関の皆さんや県職員の皆さんが非常に多忙な状況にあるということは理解をしておく必要があると思っていますが、繁忙期でチェックできないというのは、理由として十分な説明になっていないように思っています。

ちょうど議会も始まって一週間ですけれども、机の上に文書が置かれていました。誤送信のことでした。同様の事案が生じないよう、速やかに再発防止に取り組みます。これは六月十三日です。今度、同じ内容が、同様の事案が生じないよう、速やかに再発防止に取り組みます。十三日と十六日、この一週間で既に二件。

メールの誤送信とかというのは間々あっている、議会に対しても報告をされているということで、これは相手側からしたら大変なことだと思います。個人情報さらされますし、ミスによって支払われるべきものが支払われないというようなことで、本当に今様々な事案を申し上げましたけれども、事務処理等の誤りが発生した原因はどこにあるのかとい

うことをしつかり突き詰めていく必要があるんだろうというふうに思いますので、こうした誤りが発生した要因として、県はどのようなものがあると考えているのかということを伺っておきたいと思います。

そして、全庁調査についてということですが、今回の一連の事業を契機として、全庁的な調査を行えば、先ほど申し上げたように、さらなる事務処理等の誤りが出てくるのではないかと危惧しています。再発防止と信頼回復の観点から、全庁的な調査を行うことがあってもいいのではないかと、私には思っています。県として全庁的な調査の必要性について、どのように考えているのか伺っておきたいと思います。

最後に、高齢者運転免許証返納事業及び移動手段の確保についてというところで伺います。

高齢化の進展に伴い、運転免許保有者に占める六十五歳以上の高齢者の割合も年々増加をしています。県内における高齢者の運転免許証保有割合は、令和六年末時点で三〇・一％、また、高齢者が関係する事故も年々増加傾向にあり、県内における人身交通事故のうち、高齢者が関係する事故の割合は全体の四〇％を占めているということで、その中でも高齢者が加害者となる事故が多いと聞いています。

こうした中、高齢者の運転免許証返納への関心は高まっていると感じています。一方で、返納した場合、日常生活における買い物や通院などの際に、日々の移動手段が限られてしまい、車がないと生活が不便になるといったことから、返納後の移動手段に不安を感じていることが免許返納をためらう要因の一つとなっているのではないかと考えています。

県では令和四年度から、高齢者の免許証返納の後押しにつながるよう

にということもあって、高齢者運転免許証返納事業を実施されてきました。これは運転免許証を返納した高齢者を対象に、もともとタクシー事業者が従来から実施していた一割引きのタクシー運賃割引に、県が上乗せして二割引きとする支援策の内容となっていました。

実際にこの事業、タクシー料金が割引されるということをつけに、免許を返納した方々がいらっしやいました。しかしながら、この事業は令和七年三月三十一日をもって終了しました。

免許返納後の移動手段を失ったことで高齢者が外出を控えるようになると、身体機能の低下や精神的な元気を失うなど、悪循環にもつながっていくといったことが考えられると思っています。後期高齢化がますます進む中、高齢者にとって買い物や病院など日常生活の移動手段を確保することで、生活の質の維持や交通安全対策の観点からも、将来にわたって移動手段を維持していくことが大変重要であると考えています。

そうしたことから、次の点について伺っておきたいと思います。

まず、高齢者運転免許証返納事業についてであります。

先ほど申し上げたように、この事業が実施されたことがきっかけで、実際に免許の返納を行った方々がいました。そうした方々からは、この取組が続いていくものだと思っていたと、高齢化が進む中、まだまだこうした事業が必要ではなかったのかと継続を求める声も上がっていました。また、タクシー業界もコロナ以降、大変厳しい状況にあることは依然として変わりなく、タクシー事業からの撤退を行う事業者も出てきています。高齢者などの暮らしの移動を支える仕組みを維持するといった観点からも、こうした事業は継続して実施していった方がいいのではないかといったようなことを考えています。

残念ながら、事業は終了と。県として、この事業の効果についてどのように評価しているのか。また、どのような判断をもって、今回のこの事業の終了に至ったか、そのことについて伺っておきたいと思います。

最後に、高齢者の移動手段の確保についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動手段の確保は欠かせないと思っています。バス停に行くにも、歩いていくには遠いといったような方もいらっしやいます。本数も一日に数本しかない。また一方で、タクシーを使うにも、まあまあお金がかかりますので、ずっと使い続けていくわけにもいかないというようなこともあるんだらうというふうに思います。そうしたことを踏まえると、幅広い選択肢が必要だろうというふうに思っています。

そうしたことから、県内それぞれの地域の特性に応じた多様な移動手段を整えることと併せて、そうしたことが持続可能な仕組みづくりが必要であるというように私を私は思っています。

最後に、移動手段の確保について、県としてどのように取り組んでいるのかお伺いして、一般質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ古賀陽三議員の御質問にお答えします。

佐賀市の中核市移行についてお答えします。

まず、地方分権への基本認識といたしまして、私は地方分権を推進することは大切で、地域に身近なところで様々な政策判断をしていくという考え方はとても大事だと認識しています。県と佐賀市の行政機能や都市機能が高まっていくことは、県民、市民にとってよいことです。住民サービスの向上につながっていくことが何よりも大切だと思っています。

佐賀市とはこれまでも、サンライズパークや佐賀駅周辺整備、県立大

学など様々なテーマで連携を図っております。中核市移行に関しまして、市としての課題の掘り下げにつながるよう、県としてもできる限り協力したいとの思いで幅広い視点で意見交換を実施しております。

さて、中核市になりますと、保健衛生や福祉など、そうした権限が県から市に移譲されます。古賀議員からコロナ禍の話をされました。私の記憶では、例えば、県境の状況とかを意見交換するために福岡県庁と話しても、やはり福岡市さんと久留米市は、そこは政令市とか中核市ということで移管されておりますので、私は福岡市長と久留米市長に直接電話をした覚えがあります。そうした中で意見交換をしておりました。

佐賀県の中のことにおきましては、先ほど議員からお話があったように、佐賀県は徳島県と並んで全県を掌握しておりましたので、そういった意味で大変仕事はしやすかったなというふうに思っております。戦略的かつ機動的な対応を取ることができました。

コロナ対応のような感染症対策などにおきましては、できる限り情報を一元管理し、広域的にオペレーションしていくことが大切です。県が保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは、私は佐賀県の大きな強みだろうと感じています。

そこに新たに佐賀市にそうした機能をくり抜いて移管することはお互いとても大きなタスクであることも考えなければいけないと思っています。県民、市民にとりましてどのように住民サービスの向上が図られるのか、そして、危機管理も含めた体制はどのような形が望ましいかなど、多面的かつ鳥瞰的にさらに議論を深めていく必要があると考えております。引き続き佐賀市と意見交換をさせていただきたいと考えております。

続きまして、事務処理等の誤りについて私の受け止めについて答弁させていただきます。

まず、古賀議員がおっしゃるとおりです。認定漏れだったり、未払いなどによって御迷惑をおかけした皆さん方にはおわび申し上げたいと思います。

職員が日々緊張感を持って業務を進めていくことは大前提でありますけれども、人間である以上、どうしてもヒューマンミスというものは起こり得るものであります。それを減らしていくことが大切であります。

佐賀県は、基本的には発生した事案の社会に対する影響の大小にかかわらず、組織として把握したら、その事案を速やかに公表するルールとしています。

古賀議員からもメールの誤送信がよく来るというお話もいただきました。これは実は当たり前のことではなくて、佐賀県はちよつとしたBCCをCCにつけてしまったというような、細かいことであっても、それも全て公表するというルールにしています。通常の県はそういうことをしていないと私は思っています。ただ、そういう小さいことも全て公表することによって、小さいところからできる限り横展開してミスをなくす。なので、議員がおっしゃるように、そういったことも含めて減らしていくということに意を用いなければならないと思っています。

そうしたときに、このたび佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の事案というものについては、事業者へのプレハブ使用料の不適切な契約と未払い、そして、建築確認申請の未提出と確認前の工事着手という複合的なエラーがあったわけです。にもかかわらず、部が把握してから副知事に報告するまでに三カ月以上を要しています。私は報告

が遅れたことについて大きな課題と考えております。

そして、このことをきっかけに、ほかに問題を抱えていることがないのかということで、六月の下旬、二日だったと思いますが、部局長会議を開催して、全庁的に調査をするようにという指示をいたしました。

そうした結果もあって、このところ、かなり複数の事務処理の誤りの発表が続いている気もいたします。そういうことも本当はふだんからやらなければいけないわけですが、今回、全庁的にもう一回自分たちで抱えているかどうかというところについて悉皆調査をしたということがあります。こういったことで順次公表されているのだと思います。

改めて職員一人一人に県政の基本的な考え方を徹底するよう、私から幹部に対して指示をしております。いかになくしていくのか、少なくともいくのか、今後に生かしていくのが大切であります。議員からお話しいただいたように、人はミスをするということを前提にしながら、どう減らしていくのかということだと思います。一つ一つ丁寧に対応して改善を図ってまいりたいと思います。

◎志波総務部長 登壇 Ⅱ 私からは、事務処理等の誤りについての御質問のうち二点お答えをいたします。

まず、事務処理誤りの要因でございますが、これまでの事案の中身を見てみますと、まず、法令等を含め、ルールや基準に関する知識が十分でなかったこと、また、担当者や組織としてのチェックが十分でなかったこと、こういったものが挙げられます。

佐賀県高性能食肉センターの事案におきましては、これらを要因といえます複合的なエラーが生じ、さらに加えて、すぐに上司に報告するという危機対応の基本動作が徹底されておらず、結果として事故対応が

遅れたという問題もございました。

次に、全庁調査についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました食肉センターの事案をきっかけに、先ほど知事が答弁いたしましたとおり、ほかに問題を抱えていることはないのかというところで全庁的な調査を実施いたしました。

この調査を通じまして明らかになった、先ほど申し上げました要因などを踏まえまして、業務に係る法令等の確認の徹底でございますとか、チェックシートや複数人によるチェックの実施、あるいは業務手順のマニュアル化ですとか、業務進捗の見える化、それから、ミスは起こり得るということを常に意識して業務に従事すること、こういったことについて周知徹底を図り、再発防止に取り組んでいるところでございます。

さらに、ミスが起きた場合には速やかに上司に報告をし、チームで対応することが重要であると考えております。言いにくいことでも言い合えるような風通しのいい組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

◎寺田地域交流部長 登壇〓私からは、高齢者運転免許証返納事業及び移動手段の確保についてのうち、高齢者の移動手段の確保についてお答えいたします。

買い物や通院など、高齢者の暮らしの移動手段を確保していくこと、そして、これを持続可能なものにしていくことは、県としても重要な課題であると認識しております。

高齢者の方がよく利用される移動手段としましては、市町や地域の方が地域内で運行しているコミュニティバスやデマンドタクシー、それ

と、交通事業者が運行する、いわゆるドア・ツー・ドアで移動ができるタクシー、この二つが挙げられると思います。

コミュニティバスやデマンドタクシーにつきましては、自発の地域づくりの考え方の下、それぞれの地域の実情やニーズに合ったものを市町や地域の方々が主体となつてつくり上げていくこと、また、既にこうした移動手段がある場合でも、それを持続可能なものにしていくためには、運行の効率化などの見直しを行っていくことが大切だと考えています。

県も市町や地域に入りまして、住民や自治会、まちづくり協議会、交通事業者などの関係者の声を聞きながら、一緒になって協議を進めているところでございます。

そして、新たな移動手段の導入を検討される場合には、県では、参考になるほかの事例の紹介ですとか必要な助言、試験運行のときの車両リース代の補助などの支援を行っているところでございます。

また、運行の効率化などの見直しに取り組まれる場合には、コミュニティバスなどの利用実態調査の費用補助ですとか、それからデマンドタクシーにＡＩ、人工知能システムを導入する際の初期費用への補助といった支援を行っております。

導入事例を御紹介いたしますと、公共交通の不便さ解決のため、地域住民が主体となつてデマンドタクシーを新たに導入しました佐賀市の春日北校区におかれましては、令和五年八月二日の導入から現在まで述べ五千七百人を超える方が利用されております。

また、既存のデマンドタクシーにＡＩシステムを導入して、運行の効率化に取り組んだ吉野ヶ里の事例ですけれども、もともと乗り降りでき

る場所が指定されていましたが、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで利用できるように見直しをされました。その結果、利用者が一年間で一万二千人を超えまして、見直し前の約二・五倍となった事例でございます。

県におきましては、さらに令和五年度からコミュニティバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付しまして、取組の後押しをさせていただいたところでございます。

令和六年度には九市町がこの奨励金を活用いたしました。市町が主体となりまして、高齢者サロンでのコミュニティバスの乗り方を説明したり、乗車体験会を実施するなど、利用促進の取組が県内でも広がってきているところでございます。

一方、タクシーにつきましては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー、その車両の購入の補助を行っております。また、継続してサービスを提供していただくためには、運転手確保が必要でございまして、そのための広報ですとか女性が働きやすい職場環境整備への補助などの支援を行っているところでございます。

県といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の特性に応じた、そして地域交通システム全体が持続可能なものとなりますよう、引き続き、市町、地域の方々、交通事業者などと連携しながら、着実に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、高齢者運転免許証返納事業についてお答え申し上げます。

人身交通事故発生件数に占める高齢者の割合が高く、また数年前には

高齢ドライバーが加害者となり、母親と幼い子供が犠牲になった痛ましい事故が全国ニュースになるといったこともございまして、高齢者の運転免許証返納への関心は高いところでございます。

一方で、運転免許証を返納してしまえば、移動手段がなくなる、不便になる、そういった不安も大きいのではないかとというふうに考えております。

こうした中、佐賀県バス・タクシー協会では、加盟の全てのタクシー事業者が運転免許証を返納された方を対象に、タクシー運賃一割引きのサービスを平成二十九年三月から実施されております。

県では、この取組が運転免許証を返納してタクシーを利用する習慣の定着につながり、ひいては高齢運転者の交通事故防止につながることを見込んで、県でも事業者さんと同額を上乗せし、あわせて実質的に運転が二割引きとなる高齢者運転免許証返納事業を令和四年八月から令和六年度末まで時限的に実施することいたしました。

事業の成果についてでございますが、タクシーの運賃割引サービスを利用された回数については、この事業開始の二年前、令和二年度から令和六年度までの五年間の推移を申し上げますと、七万七千七百三十四回、八万七千九百七十三回、十三万八千四百四十四回、十八万六千八百五十一回、十九万五千三百回となっております。

この間、令和二年から流行が始まりました新型コロナウイルスによる外出の機会の増減もあると思いますが、タクシー利用者が増えたというのは間違いない事実であります。

一方、高齢者の運転免許証返納数につきましては、先ほどと同じく令和二年度から令和六年度までの数字を申し上げますと、三千七件、二千

八百四十四件、三千百八十八件、二千九百八十七件、三千二百九十八件となり、ほぼ横ばいと見てよい数字になっております。運転免許証返納者数の大幅な増加にはつながらなかったところでございます。

こうしたことから、高齢者運転免許証返納事業につきましては、当初定めた三年間で終了したところでございます。

運転免許証の返納が進まなかった背景として、一つは返納後の移動手段に対する不安もございしますが、そのほかにも高齢の運転者が、実際は運転に関わる体の機能の変化などがあるにもかかわらず、まだまだ自分は大丈夫と自己評価をしてしまうなど、自らの運転能力を客観的に評価しづらい点もあるのではないかとというふうに考えております。

そのため、今年度からは高齢運転者が自らの運転能力を確認してもらう体験型のイベントを実施することといたしました。今年度は第一回目を今月に実施しております。イベントでは、プロドライバーから直接指導を受けるレッスンのほか、映像シミュレーターを体験していただきました。参加された方から、年を取ったら運転が下手になると改めて認識した、そういった声もございました。

このようなイベントなどを通して、認知機能や身体機能を自ら認識していただき、運転免許証の返納の時期を考えてもらうということを進めていきたいというふうに考えております。

そしてまた、返納にまでは至らなくても、例えば、夜間や悪天候のときは運転をしない、あるいは遠方に行くのは公共交通機関の利用に限る、そういった自分なりのルールといったものを自ら決めていただいて、守っていただく、そういった取組もしていきたいというふうに考えております。

高齢者だけでなく、若い方も、子供も含め、誰も交通事故の被害者にも被害者にもならず済むよう、交通安全の取組、ブループロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

◎古川裕紀君（拍手）登壇Ⅱ皆さんこんにちは。自由民主党の古川裕紀です。早速、通告に従いまして、四項目について質問をさせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目は、肥前精神医療センターへの支援についてです。

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターは、約五百床の精神病床を持つ歴史ある精神科病院であり、精神科医療の分野においては、国内三本の指に入るような屈指の病院であります。

受診を希望する患者は、九州はもとより、西日本にとどまらず、全国から来られているとも聞き及んでおりますが、全体を見れば、患者の約七割が佐賀県民でありまして、本県にとってなくてはならない大事な医療機関であると断言できます。

その大事な機関である同センターですが、近年、経営状況が非常に苦しいと聞いております。それは令和三年度から国による同センターに対する運営交付金がなくなったことが直接的には大きいようですが、そう言っても、精神科が他の診療科と比べ診療報酬が非常に低い中にある、何とか数年はぎりぎりのところで持ちこたえられていたように聞いておりましたが、ここ一、二年、燃油や光熱費の高騰などの影響が一番大きかったとのことで、令和六年度は約二億円余りの赤字となり、病院独自の努力だけでは運営が大変厳しい状況であることが鮮明となってきました。また、新病棟建設の計画についても長らく議論されて

おり、その計画にも財務状況が大きく影響するところだと思います。

もちろん同センターは国立病院機構であるため、財政支援は本来、国がすべきものであることは理解しております。そもそも運営交付金が今も続いていたら、今回の議論は必要なかったかもしれません。しかし、こういう状況になっている現状では、県立精神科病院がない本県において、単なる精神科病院ではなく、日本の精神医療を牽引するような同センターの存在があるからこそ、県内にある民間の精神科病院も安心して精神科医療を提供できていると言っても過言ではないという事情を考えれば、県としてこの状況に何か支援できないだろうか、支援すべきではないだろうかとは強く思うのであります。

もっとも、県が同センターの現状を認識し、院長をはじめ、関係者との意見交換を適時行っていたことは承知しておりますし、県費を使って同センターと連携した事業を行っていたということも承知しております。

私としては、本県の精神保健福祉行政において、非常に重要な役割を担っていたらいている同センターの運営が厳しい中で、県がさらに踏み込んで、同センターに対して、ストレートに言えば赤字補填に使用できるくらい自由度の高い運営支援金のような支援を独自にでもすべきではないかと感じております。もちろんこの問題は直ちに結論が出るようなことではないと重々承知しておりますが、その支援の在り方についての県のお考えを聞かせてください。

続きまして大きな項目の二つ目、幼稚園への支援についてです。

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度がスタートして十年が経過しました。この

間、幼児教育、保育施設を取り巻く制度や環境は大きく変わり、保育所に入所するための要件が緩和されたり、保育士と幼稚園教諭についても両方の資格を有する人材が一般的となったりするなど、幼稚園と保育所との垣根が非常に低くなって、近接化が進んでいると感じております。

一方で、就学前の子供を預かり、育ちを支えるという点では共通している幼稚園と保育所が非常に近いものになっている現状においては、近いからこそ、それぞれへの補助制度の違いがより鮮明に浮き上がってきており、現場が戸惑っているという実情があります。

先日、県内の幼稚園の園長先生から、保育所では保育士の補助を行う職員、いわゆる支援員を雇う際に補助が受けられるのだが、幼稚園に対しては同様の制度がなく、困っていますと。幼稚園も同じように支援員の制度が活用できれば、園にとって貴重な人材である幼稚園教諭が、もし支援員にサポート業務をお願いすることができれば、子供と向き合うことにもっと集中できて、子供たちにとってもすごくよいことなのにといった話を聞かせていただきました。

いわゆる国の縦割り行政の弊害だと思うのですが、こういった弊害をなくそうとしている社会情勢の中で、特に子育ての視点では、弊害緩和の目的もあって、「こども家庭庁」が発足しているという面から考えても、幼稚園と保育所でそれぞれの支援に格差がある状況は一刻も早く是正していくべき課題と言えるのではないのでしょうか。そして、国の制度に違いがあるのなら、県が「子育てし大県」さが“”として、単独での支援をするぐらいの姿勢があってもよいと思うのです。

つきましては、保育所、幼稚園、それぞれに対する支援に格差があり、そのことが鮮明に浮かび上がっている現状について、県はどのように認

識しておられるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の三つ目、酒米不足で窮地に立たされる佐賀酒の支援についてです。

県酒造組合では、県からの支援を受け、平成二十七年八月から三年事業として、「こだわりの佐賀ん酒ブランドプロモーション事業」を展開されました。そして、私は縁あって、その事業によって県酒造組合にて佐賀酒のブランディングに関わる機会をいただきました。とても貴重な経験でしたし、おかげさまで県内蔵元との関係が深く、佐賀酒を愛し、心から応援する一人として、佐賀酒議員と自称させていただいております。

さて、佐賀における酒造りの歴史は深く、「肥前酒」の名称で鎌倉幕府に献上していたとも伝えられております。そして、佐賀で特に酒造りが盛んになったのは江戸末期、鍋島直正公が疲弊した藩財政を立て直すべく、藩内に広く酒造りを推奨し、そうして佐賀の清酒は佐賀平野の潤沢な米の生産に支えられ、米の特性を生かし、豊かな水とともに、そのうまみを多く残すことを目指した酒造りとして発展し、今日の酒どころ佐賀に至っております。

その地理的要件と長い歴史から、県民生活と文化に深く根づいている佐賀の酒造りは、単に産業としてではなく、大切な伝統文化としての側面を有しております。

さらには昨今では、酒蔵ツーリズムや各酒蔵での蔵開きなど、県内外から非常に多くの方が佐賀酒を求めて佐賀を訪れていただいております。佐賀県にとって大きな観光資源にもなっております。

こうした中、昨年から続く米の急激な価格高騰により、酒造りに用い

る原料米も大きな影響を受け、昨今の若者の酒離れやコロナ禍、物価高騰などで年々経営が厳しくなっていた県内蔵元にとって、あまりにも突然に極めて厳しい環境となり、佐賀の酒造りは窮地に立たされております。

そうした中、佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業として、令和六年産の県産米の購入を対象に、価格高騰に苦しむ県内酒蔵の支援にいち早く踏み出していただいたことは、その金額の多寡よりも、苦しい状況にある蔵元に寄り添う県の姿勢を心より評価したいと思っておりますし、蔵元さんのほうからも感謝の言葉をいただいております。

ただし、その後も米の価格は高騰し続けまして、令和七年産の原料米調達に向けた県内蔵元の置かれている環境はさらに厳しいものとなっております。

ここで酒米について少し触れますが、酒米は育てるのが難しく、取れる量は少ないというのが特徴です。例えば、酒米として有名なところでは山田錦があります。県内でも一部作られておりますが、穂の高さが人の背丈くらいになりました非常に倒れやすく、また、一反当たりの収量は五俵から六俵といったところです。

ちなみに県の新品種「ひなたまる」については、私の地元地区でも試験的な作付が行われておりましたが、一反当たり十俵くらい取れたと伺っております。それに比べると収量の少なさが分かってもらえると幸いです。

それでも食用米よりは酒米が高く取引されておりましたので、十年ほど前なら農家さんの間でも、食用米は安いから酒米に挑戦しようかな、でも、育てるのが難しいんだよねというような話を耳にしておりました。

それがこのたびの食用米の値上がりにより、酒米より食用米のほうが高いという逆転現象が生じておりまして、そうなってしまうと、酒米を作っていた農家が、作りやすくて収量も上がる食用米に切り替えたと思われるのは無理のない話であります。

私が実際に聞いた例では、令和六年産で既にかなり高くなって一俵二万三千円に値上がりしていた酒米について、さらに令和七年産においては一俵三万三千円を確約してもらえなければ作ることはできないと農家から言われた蔵元もあったとのことでした。また、JAに申告した酒米の希望数量に対しては、その希望数量に対して七割程度しか応えられないと回答があったという話もあります。しかもこれは豊作が前提の話です。台風や高温障害などにより不作となれば、その数字のさらに七割程度、つまり希望数量の約半分になってしまうという大変厳しい数字を提示されているということでした。

この状況はそもそも酒米がないという状態ですので、たとえお金があっても買えない、本当の意味での米不足というありさまであり、県産、県外産を問わず、必要な酒米の確保が極めて困難という状況になっているのです。

県では一〇〇%県産原料で作られた日本酒を認定する原産地呼称管理制度に取り組みれておりますが、このままでは制度の存続も危ぶまれるような状況になっていることも懸念されます。

こうした状況を想定していたというわけではありませんが、蔵元においては、経営努力の一環として酒造好適米、いわゆる酒米でお酒を造るだけではなくて、当時は酒米より安く仕入れることができた食用米を原料にしておいしい酒を造るなどの工夫を重ねながら、新たな酒造りに

チャレンジされていたのですが、今回の酒米不足の中で有効な解決策の一つになるのではと酒蔵としてもたゆまぬ努力を続けておられます。

私は、佐賀の地場産業として、伝統文化として、観光資源としての佐賀酒を決して絶やすわけにはいかないと思っております。この極めて困難な状況の中であつても蔵元が前を向いてもらえるように、県としてやることに積極的に取り組んでいただきたいと強く願い、次の点について伺います。

一つ目は、佐賀酒に対する知事の思いについてです。

佐賀の地理的要件と長い歴史で紡いできた伝統文化として、観光資源としての佐賀酒をどう守っていけるのか、知事の思いを聞かせてください。

二つ目、酒米の品種開発についてです。

今、県オリジナルの酒米品種の育成が行われていると聞いております。国内で酒米の確保が難しい状況の中、原産地呼称管理制度の発展のためにも、こういった取組こそスピード感を持って全力で進めるべきと考えますが、どうでしょうか、農林水産部長にお聞きします。

最後の項目、小中学校の教職員を孤立させない取組についてです。

保護者対応に苦慮している教職員がいるという複数の声を耳にしております。この件、非常に難しいと思うのは、保護者も一生懸命、先生方も一生懸命、共に子供のためにというところでは一致していますが、理想が高過ぎたり、擦れ違いがあったりと、双方の主張がかみ合わなくなつて、にっちもさっちもいかないような事例が起きているというところですね。

一例を挙げますと、特別支援学級の担任教諭に対し、指導方法を改め

てください、子供に謝ってください、我が子に関わらないでくださいなど、干渉を繰り返したり、場合によっては、毎日学校に来て我が子が在籍する教室に居座りながら担当教諭に指図したり、排除したりするなど、我が子を熱心と思うが余り保護者とはいえさすがに行き過ぎと思われる言動を取られたというような事例があっているようです。そして、皮肉なことに、保護者のその度を超した熱心さによって、その子供自身に悪影響が出ていたり、成長の機会を奪ってしまったっている可能性があるとのことでした。

もちろん学校のほうではそういった事例に対して、校長先生はじめ、教頭先生や主任の先生方とも協力しながら対応されているのですが、知見や経験値の不足、そして、保護者と今後うまく付き合っていかなければという心理が働き、解決につなげていくことがなかなか難しくもあり、そうなってくると、直接対応されている担当教諭や支援員の先生が孤立してしまうということも考えられます。

また、こういった問題に際しては、当然ながら、市町の教育委員会も関わっていただくわけですが、事を荒立てたくないという思いが優先するところもあって、解決に決め手を欠くということもあり得ることだと思えます。

このように、こういった難しい問題を学校や市町教育委員会にだけ任せてしまっているのは、問題が長引くことが懸念される上、孤立した担当教諭や支援員の先生を追い詰めてしまうのではないかと心配になってしまいます。

類似的事例では、教諭や支援員の先生が仕事を辞めてしまっているという実態もあるようです。そして、このような対応が難しい事例は、程

度の差こそあれ、県内各地の学校で日常的に起きているのではないかと推察されます。

私は、こうした解決が難しい事例が発生した場合には、迅速かつ丁寧に対応するために、法律の専門家や警察、心理学や精神医療など、専門知識を持った第三者の介入が必要ではないかと考えております。そして、そういったサポート体制を早く確立し、周知徹底により、現場で頑張っておられる先生方に、直接県を挙げて全力でサポートしますよというメッセージを届けることだけでも非常に意味があると思っております。

県教育委員会では、教員の人材確保に注力されておりますが、今まさに学校の現場で頑張っておられる教職員が、保護者の対応により孤立したり、辞めたりしなくて済むように、また、過去に同じようなことが理由で、一度は職を離れられてしまった先生方の中で、今私が申しているような県のサポート体制の取組を知ることによって、もう一度現場に復帰してみようと考えてもらえる方が一人でも出てきてもらえるように、さらに言えば、県が本気でこの問題に取り組んでいく姿勢が、これから教員を目指す学生たちの後押しにもつながるのではないかとの思いも込めて、本気になってしっかりと取り組んでもらいたいと願っております。そこで、次の点について伺います。

一つ目は、県教育委員会の認識についてです。

県教育委員会では、保護者対応に苦慮している学校現場の状況について、どのように認識しておられるのかお聞かせください。

二つ目は、これまでの取組についてです。

県教育委員会では、保護者対応に苦慮している学校に対して、どのような取組を行ってこられたのかお聞きます。

三つ目、今後の取組についてです。

県教育委員会は、実態調査を含めて、今後どのような取組を行っていかれるのかお聞かせください。

以上、大きな四項目について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ古川裕紀議員の質問にお答えします。

佐賀ん酒への私の思いと、酒米不足で窮地に立たされております佐賀酒の支援についてお答えします。

今日の佐賀酒の礎は江戸末期、鍋島直正公が藩内広くに酒造りを奨励したことにありと伝えられております。佐賀平野で作られる豊富な米を生かし、さらに高い付加価値を生むための政策であったと言われております。地域ならではの資源を生かし、唯一無二の価値を生み出した直正公の努力は、まさに私の思いとも重なるところであります。

私自身、鹿島酒蔵ツーリズムには毎年訪問するなど、佐賀酒が本県にとって大切な地域資源、誇るべき伝統文化であるという強い思いを持っております。

昨年の「SAGA2024」の際には、天皇皇后両陛下にも佐賀ん酒をお楽しみいただき、「HAMABAR」では、佐賀の酒造りを担う蔵元を御激励いただきました。

こうした鹿島酒蔵ツーリズム、「HAMABAR」、スローツーリズムなど、佐賀ん酒をテーマとした取組は、本県の観光にとっても欠かせないものとなっております。

近年、佐賀酒は世界でも高く評価されておりまして、インターナショナル・ワイン・チャレンジや「Kuramaster」といった海外

のコンテストでも数多く受賞しております。

令和三年には県産日本酒「GI佐賀」が国が指定する地理的表示にも認められまして、佐賀という産地に根差した、高品質の酒としてブランドの認知が進んでいるわけであります。

さて、こうした中、昨年からの米の価格高騰の影響を受け、酒米の調達に苦慮する県内酒蔵を支援するために、佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業として、令和六年度二月補正予算において支援を打ち出させていただきました。

ただ、議員からもお話がありましたように、その後も米の価格高騰の影響が続き、酒米農家が主食用米に作付転換するなど、秋から始まる酒造りに向けて、令和七年産の酒米不足が懸念されている状況にあります。この先も酒造りを続けられるのだろうか、県内酒蔵をはじめとした関係の皆さんが不安に思われていることは痛いほど理解しております。

佐賀ん酒はどこに行ってもその話題になり、世界中で話題になり、本県のブランドそのものであります。世界に誇る佐賀の伝統文化であり、私たちにあって決して失われてはならない一丁目一番地の一つと認識しています。

大切な産業としてしっかり守り抜かなければならないとの強い思いを抱いております。今直面している課題に対して、そして将来に向けても、大切な複合的なパッケージ対策の実施が必要と考えております。

検討の方向性につきましては、産業労働部長から答弁させます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、肥前精神医療センターへの支援についてお答えいたします。

国立病院機構肥前精神医療センターは、精神科の各分野で専門性の高

い治療を行っている西日本を代表する精神科病院であります。そして、佐賀県の精神保健福祉を支える、県民にとって大切な存在であります。

県におきましても、同センターに多くの事業を担ってもらっておりま
す。例えば、精神障害がある方が、緊急時にいつでも精神科医療を受け
られるようにするための空床確保や受け入れ医療機関の調整、様々な悩
みを抱える子供やその保護者等に対します個別相談ですとか、そうした
方々を支援する医療・福祉・教育関係者の人材育成、入院が必要な思春
期の児童がスムーズに精神科医療を受けられるようにするための医療提
供体制の強化などでございます。

同センターとは連携しながら、本県の精神保健福祉の取組を推進して
いるところでございます。

同センターとは日頃から、院長をはじめ関係者と意見交換を行って
おります。私自身も四月に健康福祉部長就任以来、幾度となく院長と直接
お会いして意見交換をさせていただいております。

その中で、国による財政支援が令和三年度から廃止をされたとか、そ
れから精神科の診療報酬がほかの診療科よりも低く、特に入院の長期化
によって、さらに低くなると、こういったことで赤字のようになってい
るということなど、財政状況が非常に厳しいということについては何っ
ております。

国立病院機構ですので、財政支援につきましては、本来、国が行うべ
きものであると思います。今年の五月に国への政策提案を行った際にも、
国による同センターへの財政支援を行うこと、それから、診療報酬を、
入院期間にかかわらず、患者の重症度や症状・特性等に見合った単価に
見直すことを提案したところでございます。

また、この精神保健福祉の問題は、入院中の精神障害のある方々が住
み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるようになるといった地域移
行の観点も踏まえて考えていかなければならない問題です。精神障害の
ある方々にとってどういった形がよいのか、持続可能な病院運営はどう
あるべきなのか、同センターのみならず、国、国立病院機構本部と一緒
になって考えていく必要があると思います。関係者と意見交換を重ねな
がら、引き続き県としての対応を検討してまいります。

私からは以上です。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀酒を守るための検討の方向
性についてお答えいたします。

昨年から続く米の価格高騰によりまして、県内の酒蔵は原料米の仕入
価格上昇に加えて、必要量の確保そのものが厳しい状況となっております。
す。

こうした状況の中、佐賀の大切な伝統文化として、そして、世界に誇
る産業として、佐賀酒を絶やすことなく守っていくためには、現状、検
討すべき課題が大きく三つあると考えております。

第一に、今年度の酒造りに向けて、県内の酒蔵は原料米の価格高騰と
いう直面する課題に対応しなければなりません。

第二に、来年度の酒造りに向けて、酒蔵が必要な酒米をいかに安定的
に確保できるようにするかが課題となっています。これは、主食用米の
価格が高騰する中、山田錦や「さかの華」といった酒米も価格は上昇し
ています。しかし、その価格差が縮小または逆転し、栽培の手間や収量
の少なさから、主食用米への作付転換が懸念されていることが主な要因
となっております。

第三に、より根本的な課題として、農家の収入増につながる、収量が上がるような酒造りに適した新たな品種の開発、育成なども重要だと考えます。

これら三つの課題に対して、酒米、主食用米の今後の価格の動向も見極めながら、農林水産部とともに、酒蔵、農家への複合的な対策を実施することを検討していきます。

私からは以上です。（「白玉饅頭も待っちゃつですよ」と呼ぶ者あり）
◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、酒米の品種開発についてお答えいたします。

県内で生産されている酒米の約六割は、大粒で酒造りに適した品質を擁する山田錦という品種でございます。先ほど議員からも御紹介がありました。山田錦は背が高く、実が大粒のため倒れやすく、その上、収量が少ない上に、近年は夏場の高温による品質低下のため、米の吸水にむらが出て、酒造りが難しくなるというふうな影響も出ております。

こうしたことから、県の農業試験研究センターにおきまして、高品質な酒造りが可能となる県独自の新しい品種の開発を進めております。

その中で、高温下でも品質が安定し、収量性に優れる有望系統が複数出てきたことから、次の段階として、令和三年から県内の酒蔵や県工業技術センターとともに、問題になっている吸水性の確認や簡易的な醸造適性試験にも取り組んでまいりました。

酒米の確保が懸念されております現状を踏まえ、これまでに選抜した有望系統について、通常は数年をかけて行う醸造試験を、今回は複数の酒蔵において同時に行うことで、開発期間の短縮につなげてまいりたいと考えております。

本県のブランドであり、世界に誇る伝統文化産業である佐賀酒を守るため、農家と酒蔵双方に喜ばれる、収量性に優れ、おいしい佐賀酒造りに適した品種を少しでも早く開発できるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、幼稚園への支援についてお答えいたします。

佐賀の子供たちの健やかな成長を支えていただく幼稚園や保育所が、施設の違いにかかわらず、必要な支援により、子供たちのよりよい育ちにつながっていくことは大事なことであると考えます。しかしながら、施設の違いによって、国の支援内容について一部差があるのが実情でございます。

このため県におきましては、これまで関係団体をはじめ、現場の声を聞きしながら、施設の違いによる支援内容の格差解消につきまして、国に対し政策提案を行ってまいりました。提案の結果、格差解消の実現に至った例がございます。

例えば、幼稚園におきまして、特別な配慮を必要とする子供の受け入れに伴って、職員を追加で配置する場合、従来、対象となる子供二名以上を受け入れることが国の条件でございましたが、令和六年度から一名だけの受け入れでも補助が受けられることとなりました。これは保育所と同様でございます。

また、医療的ケア児の受け入れに必要な看護師の職員を追加で配置する場合、従来は一部の補助のみでございました。提案の結果、国の制度が拡充されまして、令和七年度からは全額補助——これも保育所同様でございますが——となりました。幼稚園の支援拡充、格差の解消につな

がったものでございます。

国に対する政策提案を行った際にも、「こども家庭庁」のほうから、幼稚園と保育所の支援内容の違いなど現場の状況が分からないので、声を届けていただきたいとの話がありました。関係省庁間でも話をされている状況と伺っております。

こうした話もありまして、県といたしましても、議員からお話のありました幼稚園教諭の補助業務や、給食の配膳や園外活動の見守りサポートを行う職員の配置に関する補助制度も含めまして、関係団体や園の状況を伺いながら、引き続き支援の格差解消について、国への提案を検討していたところでございます。

幼児教育、保育の現場の方々が一人一人の子供たちにしっかりと向き合い、子供のよりよい育ちを支えていただけるよう、引き続き関係者と連携し、現場の声を聞きながら、子供たちが健やかに育つ環境づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、小中学校の教職員を孤立させない取組についてお答えをいたします。

初めに、県教育委員会の認識についてでございます。

学校には様々な意見や要望が寄せられておりまして、そうした場合には速やかに管理職などへの報告や相談が行われ、組織としてその解決方法などが検討されています。その中に学校に対する過度な要望や行き過ぎた言動があるということは承知しておりまして、そのような場合には毅然とした姿勢で対応することが、子供たちの学びの環境を守り、健全な学校運営のためにも必要であると考えております。

過度な要望を受ける教職員の心労はどれほどだろうと思いますし、決して孤立させてはいけなく強く思います。学校や市町教育委員会が組織として対処する必要があると認識しております。

次に、これまでの取組についてでございます。

県教育委員会では、先ほど申し上げました認識に立ちまして、研修会や学校訪問などを通して、校長や教頭に対し、教職員が孤立することがないように、組織としての対応を求めるとともに、対応に当たって押さえおくべき点や、必要に応じて法律の専門家や警察に助けを求めることなど助言してきたところでございます。

また、県教育委員会の教育事務所や市町教育委員会が主催する研修において、事例研究や対応の在り方の演習を実施し、指導、助言を行っております。

さらに、対応に苦慮する事案が発生した場合は、ケース会議を開くことも多く、教育事務所が学校で行われるケース会議に指導主事を派遣したり、各市町の顧問弁護士への相談を勧めたりしています。

各市町教育委員会においても、事案によっては弁護士に相談したり、警察に協力を求めたりされています。

今後の取組についてでございます。

実態をとということでございましたけれども、市町立の小中学校については、設置者である市町教育委員会が各学校の状況を把握し、責任を持って対応されています。解決が難しいものなど、事案によっては、先ほど申しましたように、県教育委員会にも情報が来ておりまして、助言を行っております。

二十年近く前になりますけれども、私も対応していた経験がありまし

て、教育長になってからも学校現場のことがずっと気になっておりまして、校長先生、教頭先生たちが集まる場など、機会があるたびにこういったことの話をしてまいりました。

学校のニーズも高いと感じ取れたことから、学校における対応のポイントというのを、今まさに県教育委員会で作成をしているところです。担当の先生、そして校長先生や教頭先生といえども、こうした対応が得意な人はあまりいないと思います。経験値もそれぞれです。大事なのは、職員を孤立させないこと、そして上司も解決が難しければ人の手を借りること、ぜひ相談していただきたいと思います。

子供たちの学びの環境を守るため、必要な場合はちゅうちょなく法律相談や警察への相談を行っていただきたいと思います。勇気を持って対応を切り替えていただきたいと思います。

市町教育委員会とも連携を図りながら、県教育委員会として支援をしてまいります。

今回、保護者対応ということで御質問をいただきました。古川議員もおっしゃっていたように、私も保護者と学校というのは、共に子供の成長という同じ目標に向かって歩むチーム、パートナーだと思っています。今回、行き過ぎた行動に対しての対応についてお答えをしましたが、多くのケースでは、仮に保護者さんがきつい言い方をなさっても、子供のことを思う気持ちの表れであつたり、あるいは学校からの説明や対応が足りていなかったりということもあるかもしれません。いろんなことがあるかもしれませんが、信頼関係にありますし、よりよい関係を構築していきたいと双方が願っているということを申し添えたいと思います。今後とも学校現場をサポートしてまいります。

私からは以上でございます。

◎古川裕紀君 登壇Ⅱ 今、答弁いただきました。

まず、佐賀酒の件について、佐賀酒の支援についてですが、本県内いろんな産業がある中で、なかなか真つすぐストレートに発言するのは難しいだろうなと思っていたんですが、知事のほうから一丁目一番地と言っていたしまして、本当にありがとうございます。しっかりとそういった思いで佐賀の佐賀酒というものが守っていかれたらと思っています。これは感想というか、感謝の気持ちを述べるにとどめておきます。

幼稚園への支援についてですが、提案を検討ということで、政策提案に挙げるかどうかというのを今後様々関係各位、意見をいただきながら検討していくことですので、ぜひ挙げていただきたいと思っていますし、こういった中であつて、県としてできること、その部分をしっかりと、もっと前向きに考えていただきたいと思うんですね。そういった部分についてしっかりと検討をしてください。ちょっと聞くのも酷なので、よろしくお願いします。以上です。

続いて、肥前精神医療センターへの支援についてですが、本当におっしゃるとおりです。政策提案でも提案していますということでした。

一点、今後、地域移行については、私の身近なところでも症例があつておりましたけれども、まあ、なかなか難しい現状だと思っています。そうやって地域にといつても、例えば一人暮らしであれば、本当に薬飲んでくれたらどうかとか、御飯食べたかどうかとか、そんな基本的なところから、そういったところからのスタートになってしまいますので、なかなか難しいことを考えると、理想は地域移行ということは重々分かりま

すけれども、なかなかそうはいかない現実との狭間の中での議論になつてしましますが、県としての対応というところでお話いただきましたけれども、それこそ、県独自でやれることは、もっと積極的にというか、もっと踏み込んでやれることというところを考えていただきたいなど。

まだ、もちろんいろいろ検討されていることもあると思います。そういったところでお話するところがあれば、一言教えていただければと思いますので、これは質問とさせていただきます。

最後、小中学校の教職員を孤立させない取組ですが、申し訳ありません、何か現状どおり、今後も今までどおりというようにしか聞けませんでした。申し訳ないです。いや、それは分かります。分かるんだけれども、現場ではこういうことがあつていますよという話なんです。報告を得意な人はあまりいない、ぜひ相談してくださいと。何か相談してくださいというのは、要は、そちらさん側で勝手にやってくださいみたいに聞こえます。聞こえるので、県としてそういう対策室みたいなものを立ち上げていただきたいと思います。

それと、当事者同士だとやはり角が立つものですので、学校側が警察に相談したとか、学校側が弁護士に相談したとなると、学校と保護者との関係というのはなかなか修復というところは期待できないかなと思います。

例えば、クラスも一クラスしかない学年より、二クラス、三クラスあつたほうがいいと。やっぱり人間対人間の話ですので、いよいよ修復できないような関係のときはクラス替えでその子たちを離すということも、子供たちの部分でもあつていきますけれども、それは保護者と教師であつても同じことが言えるのかもしれませんが。当人同士では人間的関係

性の中で、どうしてもうまくいかないという部分もあるかもしれません。そういったときに、今これだけ人材がない中で、担当を替えますなんて簡単に言えるような現場ではないです。要は一人病気で休んだら、その教科の授業ができないような、今そういった学校の現場は、そのぐらいい人材不足の中で、人と人が合わないから担当を替えてほかの人にやつてもらえますかなんて言えない環境の中であれば、そうやって当人同士で解決してくださいとか、そういった話ではないと私は感じていますので、そういうときにこそ県が悪者になっていただかないといけないのかなという思いを込めて今回質問をさせていただいております。

そういった意味で、少なくとも対策室、本当は委嘱して、弁護士ですとか、警察関係、あなたにお願いしておきますとか、精神医療の先生はあなたでお願いしますとか、全部委嘱して、そういうチームをつくっていただきたいんですけれども、なかなかそういうのは一発でできるものではないと思いますので、県民に対して、また、現場の先生に対してのメッセージを含めて、そういった体制づくりの第一歩を踏み出していただければと思うんですけれども、もう一度御答弁いただければと思います。

以上二問、聞かせていただきたいと思います。

◎種村健康福祉部長 登壇 〓古川議員の再質問にお答えをいたします。

私には、肥前精神医療センターへの支援で県独自で何か検討されていることがあればということでの御質問だったかと思っています。

センターのほうと意見交換をする中では、いろんな他県の事例ですとか、そういったものもいろいろお聞きしたりはしております。そういう中でどういう形があり得るのかとか、もろもろ勉強とかはやってはいま

すけれども、今現在、何かこういうものという具体的なものはまだございません。引き続き、いろいろ意見交換をしながら検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えします。

私が相談してくださいと言ったのは、外部の専門家に相談してくださいということ、それは言いましたけれども、解決ができなければ、県教育委員会にも相談してくださいということでございます。実際に県教育委員会からも、また、県の教育事務所からも会議に参加して助言なども行っています。

そして、先ほど替えてくださいということへの対応とかも、クラスを替えてください、担任を替えてくださいということ、私はこれは断らないといけないと思います。そこは断るのは、外から来た人が断る、いや、これはできませんと言うのではなくて、やっぱり組織としてそこは勇気を持って断らないといけないだろうというふうに思います。切り替えていいんですということも私は併せて伝えていきたいというふうに思っています。できるだけ皆さんいい環境をつくっていききたい、信頼関係でいきたいというのは分かります。信頼関係は相手とこちらとあつてのことでございますので、そこで一定を超える場合というのは毅然とした対応がやっぱり求められるものだと私は思っております。もちろん学校が困っていることは私もずっと気になっておりまして、対応のポイントをちゃんとまとめてお返ししますし、こういった事例がありましたとかと、個別の事例は示せませんが、対応の事例とも示しながら、お困りがないように。もちろん困ったら相談してきていただきたいと思

いますし、サポートしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎古川裕紀君 登壇Ⅱ毅然とできたらやりますよ。だから、毅然とできないから、みんなやっぱり大変なんです。いや、ほら、分かりますよ。威力業務妨害でもあり、強要罪でもあり、不退去罪でもあるかもしれない。それと、子供に対しては成長の機会を奪っているわけですから、児童虐待に当たるのかもしれないです。だから、そういったところは知識と毅然とした態度があればずばつと言えます。だから、県の教育長がそれを求めるところが何か対応として正しいのかなと。それは分かります、すべきだとは分かるんですよ。でも、べき論で片づけられるのであれば、今そうやって学校の現場は疲弊していないと思います。

そういった中で、やはり対策室という部分の一步を踏み出していたきたいというところの答弁をいただけなかったのも、もう一度食い下がりますけれども、そういったところをもう一度聞かせてください。

私、今回、文教厚生常任委員会に関わっているのも、これが目的で関わっている部分もありますので、また一年かけて議論させていただければと思います。

そしてあと、例えば、じゃあいつでも御相談くださいと言って県の教育委員会の電話番号をどんとA4一枚に書いて各学校の職員室に貼るか、何かそうやって気軽に連絡くださいというんであれば、そういった行動は取ってほしいなと思います。

だから、そういったところも含めてもう一度再々質問とさせていただきます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でケース会議のお話を申し上げました。今ケース会議、例えば、児童生徒の支援のために福祉的な視点だとか、あと、家族支援が必要だとか、そういったこととか、あと、対応に苦慮しているというときには、ケース会議を学校で開いています。ですので、そこにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理的な知見からアドバイスをする人、あと、様々な福祉とか関係機関につないだり、調整したりすることができる人、そこには各市町の首長部局の児童福祉の担当課もございます、あと、県の教育事務所からも指導主事も入っております。

現在、このケース会議は機能しているというふうに思っております。これを活用して市町と県で連携したいと思っています。

小中学校の設置者は市町教育委員会であります。まずはしっかりそこでなさることだと思いますし、別に県教育委員会として何もしないというわけではありません。その学校、市町教育委員会はお困りだと思いますので、しっかりサポートしてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後三時十九分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） 会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎弘川貴紀君（拍手） 登壇Ⅱ自民党ネクストの弘川貴紀です。

早速、問いの二に入ります。

県立大学については、開学まで四年を切っており、着実に準備が進められています。大学の設置に関して、必要な最低の基準として定められているのが大学設置基準であります。その大学設置基準の第三十六条では、大学図書館は必要不可欠なものとして位置づけられ、第三十八条においては、学部の種類、規模に応じ、教育研究上必要な資料を図書館を中心に系統的に備えることとし、他の大学図書館等との協力の必要性についても触れられています。

この大学設置基準は時代の流れに応じて弾力化が図られてきており、特に図書館の在り方については、紙の図書のみを想定したような規定は見直し、電子ジャーナルを含めた教育研究上必要な資料の整備促進を図るための改正が行われている現状であります。いずれにせよ、図書館は大学が必ず備えなければならない施設の一つとなっております。

昨日、山口知事から紹介がありました広島県の叡啓大学。その広島県の叡啓大学に今年の三月二十四日、初めて卒業式があり、私は視察に行っていました。専門家チームの一人、早田教授が所属されている大学です。

一期生が多様な学びの機会を生かし、実社会で活躍する人材としての巣立ちをイメージとして目に焼きつけてきて、来るべき佐賀県立大学への思いや雰囲気味わうことができました。

式典の後、大学の建物も見学してきました。イメージを想起していたために、立地や建物について少し説明をさせていただきます。

叡啓大学は広島駅から徒歩十分のところにある都市型の大学で、十五階建ての既存の建物を改修して利用しています。

一階はプロジェクトを行うためのワークスペースや地域の方も集うことができるコミュニケーションコモンズ、パブリックでもなく、個人でもなく、共に創り上げるといった共創の精神が宿っていました。

二階には図書室と事務フロアがあり、三階から七階は講義室のほかに課題解決型学習——PBLの演習室、ここは授業時間以外でもグループで学習できるしつらえになっていました。

九階から十三階までは国際学生寮、十四階と十五階はカフェテリア、そのほかにラーニングコモンズ、食券やセルフレジの軽食スペースでした。

私が訪れた図書室はコンパクトで機能的な造りで驚いた次第です。電子資料として、図書、学術論文、雑誌記事、新聞記事などの情報を閲覧することができ、学生や教員は学校外からも電子資料にアクセス可能となっていました。つまり物理的なスペースを占める書籍は限定的で、しかもコンパクト。従来の図書館のイメージを覆すものでした。さらに、県立広島大学図書館などとの連携も行われており、一大学一図書館との前提にとらわれない運用を行っており、大いに参考になるものでした。

そこで、佐賀県立大学においては、現在、基本設計の検討を進めている真つただ中と聞いています。コストを意識する必要は当然ですが、図書館は大学の教育や研究に欠かすことができない基幹的、知のインフラ拠点と考えます。後発の優位性を十分に生かして、どのような図書館に

したいと考えているのか、概略的な方向性を政策部長にお尋ねいたします。

問いの二番目は、データセンターの誘致です。

インターネット通信を支える基盤としてデータセンターは誕生しましたが、急速な技術革新やAIの普及などに伴い、需要が飛躍的に高まっている今があります。現状、多くのデータセンターは関東や関西の大都市に集中、電力の確保や災害への備えから、地方への分散の必要性が議論されており、政府は「地方創生二・〇」でも地方への分散を目指すことにしています。データは二十一世紀の石油とも言われ、もはや資源です。私はデータも地産地消の時代に入っていくと考えます。

ここで佐賀県を見てもみると、良質な水資源、電力供給の安定度、福岡や長崎県と隣接し、九州の高速道路や鉄道がクロスする優れた立地環境でありますし、何といっても地政学リスクが圧倒的に低いこと。BCP対策の適地であることから、データセンターとの親和性が極めて高いと思います。

このようなことから、次の二点についてお尋ねいたします。

データセンターに対してどのように認識しているのが一点です。

二点目は、今後の取組についてであります。

佐賀県が好立地の場所であることから、立地環境を整理し、事業拠点佐賀を大いに発信してほしいと考えます。さらに、将来的には東アジアと近接しており、国際的な光海底ケーブルの陸揚げにも期待される地であることから、今後どのように取り組んでいくのかを産業労働部長に答弁をお願いします。

三項目めは、除草の地元委託についてです。

スポーツは地域を束ねる重要なツールですが、草刈りも地域の結束や世代間交流の場づくりには欠かせないものです。一緒に汗を流して、何よりも終わった後の爽快感、達成感を共有することができます。

伊万里の臨港道路久原線の四車線化の工事が進み、一部開通しましたが、おかげさまで朝夕の渋滞が気持ちよく解消しています。その臨港道路の一部区間を地域のみんなで地元委託を思い立ち五年目を迎えます。自分たちの地域は自分たちで守る意識が醸成され、景観もよくなり、投棄されたごみの量も格段に減少。自発の地域づくりに大いに貢献して、持続性の高い取組となっています。波及効果は広がりを見せ、トンテントン合戦が行われている伊万里川をトンテンの若衆や商店街店主たちが行ったり、今年度からは松浦鉄道久原駅付近の臨港道路も地元委託に参画されました。新たに地元委託に取り組んだ参加者からは、いい地域貢献活動ができた、共同作業で地域がまとまったなどの声をいただきました。

ダウンサイズしていく縮小社会にあって、みんなで新しい社会インフラをいかにリデザインしていくためには、関わりしるを広く、深くしていくことが肝要であり、あえて地域に、役割や出番をつくる場づくりが大切であると痛感しています。

行政と住民とのパートナーシップの再構築により、新しい地域づくりができないかの問いを立て、令和六年二月、地域交流・県道整備常任委員会で質問を行いました。そのときの問いに対する答弁は、令和五年度で道路では七十六団体、河川では百九十九団体行っており、課題は安全確保と参加者の高齢化だが、地元委託を積極的に広げていきたい、より多くの人々に知っていただくため、市町をはじめ、関係機関と連携して

市町の情報誌への掲載や区長会でのチラシの配布など、様々な機会を通して制度の周知を図り、新規に御参加いただける団体を増やしていきたいとのことでした。

そのときの質疑から一年しか経過していませんが、県が管理する道路や河川、除草の地元委託について現在の進捗状況をお尋ねいたします。

四項目めは、金融経済教育についてです。

高校の公民科、家庭科では、学習指導要領の改訂により、令和四年度から金融経済教育を充実させる学習内容となっています。

背景には、成人年齢引き下げによる金融トラブルや資産形成の必要性の高まり、諸外国と比較した金融リテラシーなどがあり、学ぶ意義として、自立する力の育成、将来への意欲、活力などが考えられます。

教える側に立つてみると、守備範囲が広がり、大変そうという問いが私の中で生まれました。ある実態調査にたどり着くことができ、それは全国の中学、高校の社会科と家庭科の教育に対してのもので、金融経済教育の必要性について約九五%の教員が必要であると回答した一方、実際に授業で金融経済教育を扱うことについては、半数の教員たちは教える側の専門知識が不足していると答えています。

教わる側の生徒の金融リテラシーの向上を図るためには、自立した消費者の育成を目指す消費者行政と教育行政がより緊密に連携し、教員だけではなく、外部専門家を活用した取組が肝要だと感じた次第です。

新学習指導要領の導入から三年が経過しています。金融経済教育を進めていく上での課題も見えてきたのではと思います。

そこで、二点について伺います。

県立高校ではどのような課題があるのでしょうか。そして、外部の知

見の活用が大切と提案しますが、どのように取り組んでいくのかを教育長にお尋ねいたします。

四項目六点について、県民に届くよう提案いたします。（拍手）

◎前田政策部長 登壇Ⅱ弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

私には、県立大学についての御質問で図書館の在り方ということでお尋ねがございました。

大学は知の拠点であります。そして、教育、研究の両面を支える知のインフラとして図書館の役割は大きいと思います。ただ、それはハードではなく、あくまでソフト機能であると考えております。

従来の大学のイメージですと、図書館という独立した建物や施設に多くの蔵書が並び、厳かな雰囲気ではないかと思えます。しかしながら、今日では大学の図書館も様々でございます。

弘川議員から御紹介いただいた広島県の鞆啓大学のように、都市型の大学では、名称は図書館ではなく、図書室としながらもデジタル化、例えば、インターネットを通じて論文などにアクセスする電子ジャーナルなどがございますが、こうしたデジタル化とあわせまして、ほかの図書館との連携といったネットワーク化が図られております。こうしたことで学生の知的探求心を支える機能を担っているものと思えます。

私どもが準備を進めております県立大学における図書館、あるいは図書室の在り方につきましては、今後具体的に検討をすることになります。が、昨今のこうしたデジタル化、ネットワーク化の流れを踏まえつつ、一人一人の学生や研究者にとってアクセスがしやすいかなど、まさに知のインフラとしての機能を重視した検討を進めてまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、データセンターの誘致についてお答えします。

まず、データセンターに対する認識につきましては、生成AIや量子コンピュータといった次世代の計算基盤やシステムに関する技術が進展し、世界的にデータセンターの整備が進んでおります。

データセンターは、国際競争力を支えるだけでなく、経済安全保障においても欠かせない重要なインフラとなっております。

我が国においても、医療、教育、交通、農業などのあらゆる分野でデータを活用した新ビジネスの創出と社会課題の解決が期待されています。その中でデータセンターなどのデジタルインフラは、社会経済の持続的な発展を確保するために必要不可欠なものと認識しております。

なお、こうした重要性を背景に、国では、デジタルインフラの構築を担う識者や企業関係者、関係省庁が会合や官民懇談会を通じて政策の方向性を議論されてきました。

現在、データセンターは経済合理性を重要視し、首都圏や関西圏に集中しております。しかし、大規模災害や安全保障の観点から、今後は地方への分散が求められています。

地方に立地するメリットは、データセンターの運用や保守に関わるエンジニアの流入、育成や雇用創出のほか、継続的な設備投資による固定資産税などの税収増加などが考えられます。

今後に向けて、国は、足元のデータセンター需要への対応、新たなデータセンター集積拠点の実現、データセンターの地方分散と高度化の推進という三つの観点で進めていくと方向づけられておりますので、引

き続きこうした国の取組を注視していきます。

そして、今後の取組についてですが、国内におけるデータセンターへの投資額は増加傾向にあり、今後、GAF Aなどのメガクラウド企業の投資は毎年数千億円以上の規模になると予想されています。データセンターの集積拠点として望ましい要件とは、電力インフラ、通信ネットワーク、地盤の安定性、一定面積の用地、冷却用の工業用水などです。

佐賀県は地震が少なく、南海トラフ地震による津波の想定もありません。BCPの観点で高い優位性を持つほか、強固な地盤や電力確保の面で十分候補地となり得る適地を有していると考えております。そうしたこともPRしながら、今後は佐賀県の地理的特性を生かす形で、地域への経済波及効果の高い最先端のデータセンターの立地に向けて戦略的に取り組んでいきます。

私からは以上です。（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）
◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、除草の地元委託についてお答えをいたします。

道路や河川の機能を維持していくためには、定期的な除草など、施設の適切な維持管理が重要でございます。

道路では、道路の利用者の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るため、路肩やのり面の除草を行っております。

河川では、河川巡視や堤防点検などで堤防の状態を確認するために除草を行っております。

道路や河川における除草の委託方法といたしまして、民間企業への委託と地元の自治会などへの地元委託がございます。

地元の委託は、地域の方々が除草作業を協力して行うことで地域の絆

が強くなり、自発の地域づくりの後押しにもなっていると考えているところでございます。

道路、河川の除草の地元委託は、令和六年度は二百六十七団体に受託をいただいております。

議員からお話のありました伊万里市の久原駅前臨港道路久原線につきましては、今年度から新たに地元委託で除草に取り組んでいただいております。五月に初回の除草を実施されたと聞いております。このように、地元の方々のお力もお借りしながら、道路、河川の維持管理を行わせていただいております。

除草の地元委託の課題といたしましては、過疎化や高齢化が進む中、地域で地元委託を続けていただくこと、また、新たな担い手や委託先を確保することなどがあると認識しております。

昨年度から、道路の除草について、安全に除草作業ができるよう、通過車両への注意喚起の看板ですとか安全チョッキを貸し出す取組を開始いたしました。また、作業の安全性を考慮し、危険な面を委託範囲から除くような見直しも行っております。

さらに、昨年度、地元で受託をしていただいております二百六十七全ての団体に対しましてアンケートを行っております。アンケートの内容といたしましては、地元受託に対しまして、よかった点、困っている点、改善してほしい点などをお伺いしております。

アンケートの結果を御紹介いたしますと、よかった点としては、地域の親睦が深まった、地元の環境は地元で守っていききたい、今後も地元委託が継続できるようにしてほしいなどの意見がありました。

一方で、困っている点、改善してほしい点として、高齢化や作業員不

足により継続は難しくなっている、それから、熱中症対策にも苦慮をしている、燃料等が高騰しているため委託費を増額していただけないかなどの要望があつてございます。このようなアンケートの御意見を踏まえまして、実施可能な改善策について検討を進めていきたいというふうに思っております。

また、新たな担い手を増やしたり、新規の団体の参画を促進していくことも大事だと思っております。今年度から、地元委託の制度ですとかほかの地区での取組について、ホームページでの掲載、市町と連携してチラシの配布ですとか区長会での紹介なども行っていきたいと考えております。

公共施設の管理の一部を担っていただいていることを通じまして、地域の持つすばらしさに気づき、自発の地域づくりにもつながる後押しになればと考えているところでございます。

今後とも、地域の協働の取組の一つとして、地域の皆様に道路、河川の除草を担っていただけるよう、地域の声も伺いながら取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、金融経済教育についてお答えをいたします。

初めに、この金融経済教育に関する県立高校の課題についてお尋ねがございました。

まず、現状からでございますけれども、高校では公民科や家庭科の授業で金融経済教育を実施しております。具体的には、公民科では、キャッシュレス社会の進行や仮想通貨の流通などについても触れながら

金融経済の仕組みについて学んでいます。家庭科の授業では、貯蓄や保険、株式、債券、投資信託等のメリットやデメリットを踏まえた資産形成といった家計管理について学んでいます。こうした授業を通して、生徒が卒業後に必要な金融経済との関わりについての基礎的な知識を身につけるようにしております。

世の中は今、スマートフォン決済やインターネットバンキングの普及など、キャッシュレス化が進んだことで現金を扱う機会が減り、お金の価値や動きが見えにくくなっています。また、資産形成に関する知識についてもアップデートが必要です。

また、成年年齢の引き下げにより、生徒は高校在学中、または卒業後すぐに自らの責任で投資やローン、クレジットカードなどの契約が可能となりました。生徒が様々な金融トラブルに巻き込まれないようにするためには、教える側にも専門的な知識が必要となっています。学校からは、こうしたことに教員だけで対応することは難しいといった声があり、課題でございます。

次に、県教育委員会の取組ですけれども、金融経済教育について、生徒のより深い学びに結びつけていくためには、外部講師に指導していただく機会を設けること、外部講師をよりスムーズに確保できる仕組みづくりが必要と考えております。

ちようど今年度から、知事部局と連携し、「高校生のための金融リテラシー向上出前教室」が活用できるようになりました。この出前教室は、佐賀県銀行協会から専門知識を持った方を高校に派遣していただき、投資などの資産形成や金融リテラシーについて教えていただくというものです。早速活用させていただいております。

受講した生徒の感想を幾つか御紹介いたします。ニーズ——必要なもの、ウォンツ——欲しいものを区別して、優先順位をつけてお金を使っていきたい。簡単にもうかるという話にすぐ飛びつかず、一回考えることが必要。投資をやってみたいので、勉強してみたい。一人暮らしするときに備え、家族とも金融の話をしたかった声がありまして、経済活動と関わる将来の自分の姿をイメージするきっかけとなっているようです。各校での活用をさらに呼びかけていきたいと思っております。

従来は、先生が全ての知識を身につけて生徒に与えるという、その形から、こうした分野については、専門家を呼んで、先生も生徒と一緒に学ぶ形を取ることで、先生自身の専門知識も深まるように思います。

子供たちには、金融トラブルに巻き込まれないためにどうすべきか、巻き込まれた場合はどこに相談に行けばいいかといった知識も身につけた上で社会に出てほしいと思っています。

子供たちが経済的に自立し、より豊かな生活を送ることができるよう、今後とも知事部局や関係機関と連携しながら金融経済教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○ 請 願 提 出

◎議長（宮原真一君） 請願が一件提出されております。

これは、皆様のお手元に配付しております請願書のとおりであります。

請第一号請願 消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直

しを求める請願書

○ 請 願 上 程

◎議長（宮原真一君） 請第一号請願を議題といたします。

請第一号請願書につきましては、既に上程中の議案と併せ審議することといたします。

○ 委 員 会 に 付 託

◎議長（宮原真一君） ただいま議題となっております甲第三十五号議案から甲第三十八号議案までの四件、乙第三十四号議案から乙第四十五号議案まで十二件、以上十六件の議案、及び請第一号請願を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

（委員会付託表、請願一覧表、請願文書表）

◎議長（宮原真一君） これで本日の日程は終了いたしました。

あす二十一日及び二十二日は休会、二十三日及び二十四日は議案審査日、二十五日及び二十六日は各常任委員会開催、二十七日は議案審査日、二十八日及び二十九日は休会、三十日は特別委員会開催、七月一日は本会議を再開して委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時二十二分 散会

速 記 者 竹 澤 理 恵